

東日本大震災津波からの
本格復興にあたっての
提言・要望書（案）

平成27年6月4日

岩手県知事 達増拓也

I 本格復興のための最重要事項

I-1 復興に係る特例的な財政支援の維持・継続

- 1 復興に必要な財源の確保と十分な予算措置…………… 1
(全省庁)
- 2 復興交付金の確実な予算措置及び制度の柔軟な運用…………… 3
(復興庁)
- 3 社会資本整備総合交付金(復興)の復興の進度に応じた予算措置及び全面的な財政支援…………… 5
(復興庁・総務省・国土交通省)
- 4 被災地の繰越手続の簡素化及び復旧・復興の進度に応じた予算配分…………… 7
(復興庁・財務省・水産庁・国土交通省)
- 5 被災自治体における普通交付税算定の特例措置…………… 9
(総務省)

I-2 人的支援とその財源措置

- 6 被災地復興のための人的支援・財源措置…………… 10
(全省庁)
- 7 復興事業に伴う埋蔵文化財調査への人的支援及び財政支援…………… 13
(復興庁・文化庁)

I-3 JR山田線及び大船渡線の早期復旧

- 8 JR山田線及び大船渡線の早期復旧への支援…………… 14
(復興庁・総務省・国土交通省)

I-4 国体及び全国障害者スポーツ大会の開催

- 9 第71回国民体育大会及び第16回全国障害者スポーツ大会開催に係る支援…………… 16
(文部科学省)

I-5 ラグビーワールドカップ2019の開催

- 10 ラグビーワールドカップ2019開催に係る支援…………… 18
(総務省・文部科学省・国土交通省)

Ⅱ 復興に必要な重要事項

Ⅱ-1 横断的事項

- 11 事業用地の円滑な確保のための支援の継続…………… 20
(復興庁)
- 12 原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実・強化及び被害に係る十分な賠償の実現…………… 22
(総務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・環境省)
- 13 原子力発電所事故に伴う除染・廃棄物処理等への対応…………… 24
(環境省)
- 14 原子力発電所事故に伴う農林水産被害等への対応…………… 26
(消費者庁・復興庁・農林水産省・林野庁・水産庁)
- 15 復興特区制度の適用期間の延長及び柔軟な運用…………… 31
(全省庁)

Ⅱ-2 「安全」の確保

- 16 最終処分場の新設等に対する支援…………… 32
(環境省)
- 17 直轄事業の着実な推進と全面的な財政支援…………… 33
(復興庁・総務省・国土交通省)
- 18 高田松原津波復興祈念公園への支援と国営追悼・祈念施設(仮称)及び重点道の駅「高田松原」の早期整備等…………… 35
(復興庁・国土交通省)
- 19 災害復旧事業の事業期間延長及び確実な予算配分…………… 37
(復興庁・国土交通省)
- 20 津波対策施設に係る維持管理費等に対する財政支援…………… 38
(復興庁・総務省・農林水産省・水産庁・国土交通省)
- 21 警察施設復旧に係る財政支援…………… 40
(警察庁・復興庁・総務省)
- 22 復興のために必要となる交通安全施設等の整備事業に係る財政支援…………… 41
(警察庁・総務省・復興庁)

II-3 「暮らし」の再建

- 23 被災者の生活再建に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
(内閣府・金融庁・復興庁・総務省・財務省・国土交通省)
- 24 地域公共交通確保維持改善事業における被災地事業の継続・・・・・・・・ 44
(国土交通省)
- 25 被災した事業者、労働者・離職者への総合的な就業支援・・・・・・・・ 45
(復興庁・厚生労働省)
- 26 医療提供施設や社会福祉施設の復旧・復興に向けた支援・・・・・・・・ 47
(厚生労働省)
- 27 基金等を活用した取組に対する継続的な支援・・・・・・・・・・・・ 49
(厚生労働省・復興庁)
- 28 国民健康保険制度等における被保険者に係る一部負担金の免除及び保険料(税)の減免に対する財政支援・・・ 51
(厚生労働省)
- 29 市町村国民健康保険に対する財政支援の継続・・・・・・・・・・・・ 52
(厚生労働省)
- 30 教育の復興に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
(復興庁・文部科学省)
- 31 復興支援活動を行うNPO法人等への支援の継続・・・・・・・・・・・・ 57
(内閣府・復興庁)

II-4 「なりわい」の再生

- 32 水産業の復旧・復興支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
(復興庁・農林水産省・水産庁)
- 33 地籍整備関係予算の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
(国土交通省・復興庁)
- 34 被災企業等への支援策の継続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
(復興庁・経済産業省・中小企業庁)
- 35 被災地における産業人材の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
(復興庁・法務省・内閣府)
- 36 JST によるマッチングプランナー制度の拡充等・・・・・・・・・・・・ 68
(復興庁・文部科学省)

37 観光復興に向けた支援策の拡充	70
(国土交通省)	

38 いわて花巻空港と名古屋圏を結ぶ航空路線の維持・拡充	71
(国土交通省)	

II-5 将来への備え

39 将来の大規模災害に備える仕組みの構築	72
(内閣府・復興庁・消防庁・国土交通省)	

40 災害時における要配慮者の支援	74
(内閣府・厚生労働省)	

41 広域防災拠点整備に対する財政支援	76
(内閣府・総務省)	

III 新しい東北の創造に向けた重要事項

42 国際リニアコライダー(ILC)の実現	77
(内閣府・復興庁・文部科学省・経済産業省・国土交通省)	

43 国際海洋再生可能エネルギー研究拠点の構築	78
(内閣官房・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省)	

44 東北マリンサイエンス拠点形成事業の継続及び海洋研究機関の本格復旧への支援	80
(復興庁・文部科学省)	

45 再生可能エネルギー導入促進に向けた支援	82
(復興庁・経済産業省・環境省)	

IV その他省庁別要望事項

内閣府	84
総務省	84
文部科学省	84
文化庁	86
厚生労働省	86
農林水産省	86
林野庁	87
水産庁	87
経済産業省	87
環境省	88
原子力規制委員会	88

東日本大震災津波からの 本格復興にあたっての提言・要望書

未曾有の被害をもたらした東日本大震災津波から4年が経過しましたが、本県においては、未だ行方不明者1,129人、家屋の流失・倒壊等により応急仮設住宅等での生活を余儀なくされている方々が2万6,500人以上と、依然として厳しい状況におかれています(4月30日現在)。

国におかれましては、これまで東日本大震災復興交付金や震災復興特別交付税の創設、法律の改正による円滑な事業用地確保の支援等、復旧・復興事業に対し、特例的な制度の創設及び財政支援を講じていただき大変感謝しております。

本県では、国や関係市町村、さらには全国の皆様からの御支援と御協力のもと、復旧・復興に向けた取組を進め、災害廃棄物の処理の終了や三陸鉄道の全線運行再開など、本格復興に向け踏み出したところです。平成27年度においては、これまで進めてきた「基盤復興」の成果を土台とし、“本格復興邁進年”として、沿岸地域をはじめ県民が一丸となって復旧・復興に取り組んでおりますが、まちづくりや住まいの再建をはじめとした事業は、膨大かつ長期にわたることから、引き続き全力を挙げて推進する必要があります。

本県及び沿岸地域は、経済的にも財政的にも脆弱な地域であり、甚大な被害を受けた被災地における復興を減速させないためには、引き続き国等の強力な支援が必要です。今後も、東日本大震災津波からの復旧・復興を我が国の最優先の課題として、国費による充実した支援と地方負担への手当てを含む復興財源を確保するとともに、新たな課題や行政需要に対応できるよう、既存の枠組みを超える強力な復旧・復興に、全力を挙げて取り組まれますよう、強く要望いたします。

1 復興に必要な財源の確保と十分な予算措置

《 要 望 事 項 》

1 復興が完了するまでの間の財源確保

国においては、6月末を目途に、平成28年度以降の復興支援の枠組みを決定することとしていますが、復旧・復興事業を計画的に実施するためにも、復興が完了するまでの間の十分な財源フレームを示すとともに、所要の財源確保を図るよう要望します。

2 特例的な財政支援の継続

復興の実現には、長期にわたる国の特例的な支援が今後とも必要であり、復興が完了するまでの間、復興交付金や震災復興特別交付税、「復興枠」による別枠での予算確保等の財政支援措置をこれまでと同様に継続し、新たな地方負担を生じさせることのないよう要望します。

3 取崩し型復興基金の追加的な財源措置

平成23年度に創設された「取崩し型復興基金」について、今後具体化が進む被災地域のまちづくりの進捗に応じ、地域経済の振興に向けた事業に活用できるよう追加的な財源措置を要望します。

【現状と課題】

1 復興が完了するまでの間の財源確保

- 国においては、6月末を目途に、平成28年度以降の復興支援の枠組みを決定。
- 復興事業を計画的に実施するためにも、復興が完了するまでの十分な財源フレームを明示し、復興が完了するまでの間、国として十分な財源を確保し、被災地における復興を強力に推進することが必要。

2 特例的な財政支援の継続

- 復旧・復興事業において、国庫補助率のかさ上げや補助対象の拡大、復興交付金や震災復興特別交付税の創設など様々な財政支援措置が講じられているが、復興が完了するまでの間の長期にわたる国の特例的な支援が、引き続き必要。

特に、地方負担分（直轄・補助事業、単独災害復旧事業、被災者支援事業、震災対応職員人件費、原発事故対応、地方税・使用料・手数料等の減免等に係る地方負担額）に係る震災復興特別交付税措置が、引き続き必要。

3 取崩し型復興基金の追加的な財源措置

- 本格復興に向け、各種復興事業の進捗に応じた事業化が必要であるが、想定される事業は、配分を受けた震災復興特別交付税の額を上回っている状況。

積立額		活用額（見込み）	
①基金創設のための特別交付税	420億円	①市町村への交付金	425億円
②追加措置（平成24年度補正）	215億円	②平成23～25年度（実績）	108億円
③その他	90億円	③平成26年度（見込）	44億円
		④平成27年度以降（見込）	186億円
合計	725億円	合計	763億円

- 積立額に対し、38億円の財源不足（被災者支援事業の状況等により更に不足額が拡大することが見込まれる）。

【県担当部局】復興局 復興推進課
政策地域部 市町村課

2 復興交付金の確実な予算措置及び制度の柔軟な運用

《 要 望 事 項 》

1 確実な予算措置

被災地域の復興のために必要な取組が確実に実施されるよう、平成 27 年度までとされている復興交付金制度の期間を延長し、復興が完了するまでの間、復興交付金の確実な予算措置を図るよう要望します。

また、複数年度にわたる復興事業については、原則として必要な期間の交付金を一括して交付するとともに、資材高騰等による事業費の増額に十分対応できる予算を確保するよう要望します。

2 交付対象事業の拡大

復興交付金制度の期間延長にあたっては、基幹事業として交付対象となっている 5 省 40 事業を引き続き対象とするとともに、「なりわい」の再生に資する事業などについて、さらに交付対象を拡大するよう要望します。

3 効果促進事業に対する全面的な財政支援の継続と柔軟な運用

基幹事業と関連し、用途の自由度の高い資金として創設された効果促進事業については、全面的な財政支援措置をこれまでと同様に継続するよう要望します。

また、採択される事業が限られていることから、地方が創意工夫を発揮できるよう、対象事業の拡大を要望します。

併せて、一括配分に関しては、用途内訳書を提出することにより着手可能となる制度の趣旨に沿って、早期に事業着手が図られるよう、柔軟かつ迅速な対応を要望します。

4 事務手続の簡素化

被災市町村の事務負担をさらに大きくしないよう、復興交付金事業計画作成に係る事務手続の簡素化等を図ることを要望します。

【現状と課題】

1 確実な予算措置

- 復興交付金の事業期間は、制度要綱に基づき平成27年度までとされているが、県及び市町村の復興計画の期間に表されるとおり、27年度以降も復興の取組が続くことから、復興が完了するまで復興交付金制度の地方負担を全て手当する確実な予算措置が必要。
- 復興事業は複数年度にまたがるが、実質的に単年度ごとの交付であるため、事業完了までの事業費が配分されず、地方公共団体において事業の見通しが立てにくい状況（一部が採択された事業でも、残りが採択されるという保証はない）。また、事業の進捗に応じ、その都度復興庁の査定を受ける必要があるため、申請事務が負担。
- 資材価格や人件費の上昇により、既に認められた事業について、増額を余儀なくされる状況にあり、これらに十分に対応するための予算の確保が必要。

2 効果促進事業の柔軟な運用

- 効果促進事業において、実施できない事業を列挙した、いわゆる「ネガティブリスト」に該当しない事業であっても、構想段階で否とされる事業や、内容面で詳細な査定を受け一部しか実施できない事業があることから、採択基準の明確化が必要。
- 県・市町村の要望を踏まえ、一括配分等の一定の見直しが行われたが、広域的な事業を行う場合（沿岸全市町村を対象としたイベント等）、基幹事業との関連性について、事業の必要性の観点から更に柔軟に判断し、事業実施できるようにする必要。
（例：田野畑村における基幹事業（漁業集落防災機能強化事業）の効果促進事業として、県が沿岸全市町村を対象とする事業を実施しようとする際、効果促進事業が沿岸全市町村を対象とすることと、基幹事業が田野畑村における事業であることとの関連性の詳細な説明を求められる）
- 一括配分については、「交付担当省庁への内訳書の提出により機動的に事業を実施」（復興庁資料）できるものであり、「(国は) 提出された内訳書に対し、速やかに修正の有無を回答」（復興庁資料）することとされているが、実際には、内訳書の提出にあたっての協議（事実上の査定）が行われ、事業実施までに3ヶ月以上の時間を要する場合があるもの。
（制度上は、内訳書の提出により事業着手可能であるが、修正がない旨の回答を得られるまでに生じた損失は地方公共団体の責任となる条件があることから、事業着手を躊躇している状況）

【県担当部局】復興局 まちづくり再生課

3 社会資本整備総合交付金（復興）の復興の 進捗に応じた予算措置及び全面的な財政支援

《 要 望 事 項 》

1 復興の進捗に応じた予算措置及び全面的な財政支援

防潮堤、水門等の海岸保全施設や港湾施設、復興まちづくりに伴う土砂災害対策施設、災害に強く信頼性の高い交通ネットワークの構築に向けた道路整備等について、これらの復興事業が完了するまでの間、確実に予算措置するよう要望します。

併せて、地方負担分に対し全面的な財政支援を継続するよう要望します。

2 基金型の創設

復興交付金同様、弾力的な予算執行を可能とするため、現行の単年度型に加え基金型を創設し、地方公共団体が選択できるよう要望します。

【現状と課題】

1 復興の進捗に応じた予算措置及び全面的な財政支援

- 社会資本整備総合交付金（復興）は本県の社会資本の復興に欠かすことのできない事業であり、平成 28 年度以降も多額の事業費が必要。
- 災害復旧事業と一体となった防潮堤の整備や、高台移転先の安全を確保するための砂防関連施設の整備など、市町村のまちづくりの基本となる事業を実施。
- 平成 23 年度第 3 次補正予算以降、社会資本整備総合交付金（復興）に係る地方負担分は震災復興特別交付税で全額措置。
- 市町村のまちづくりと一体となった防潮堤・水門等の海岸保全施設や土砂災害施設、被災地の復興を牽引する道路等を整備しており、復興まちづくりの前提となる基幹的事業等を着実に進め、被災地の早期復旧・復興を図るためには、引き続き全面的な財政支援が必要。

《 本県の社会資本整備総合交付金（復興）の事業費（県事業）の見通し（平成 27 年 4 月試算） 》

	H23～H26 実績見込	H27 当初	H28 以降見込
事業費	699 億円	628 億円	約 1,400 億円
国費	371 億円	325 億円	約 700 億円
地方負担	328 億円	303 億円	約 700 億円

2 基金型の創設

- 復興に必要とする予算は、被災地の復旧・復興の進度に応じて大きく変動することから、必要な予算を確実に確保し、多年度にわたって機動的な支出を行える基金型の創設が必要。

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室

4 被災地の繰越手続の簡素化及び復旧・復興の進捗に応じた予算配分

《 要 望 事 項 》

1 被災地の繰越手続の簡素化

被災地の復旧・復興事業を着実に進めるため、被災地における事故繰越手続について、簡素化の措置を継続するよう要望します。

2 被災地の復旧・復興の進捗に応じた予算配分

平成 26 年度予算のうち、やむを得ず執行不可能となった予算については、後年度において国が再度予算を計上するとともに、被災地の復旧・復興の進捗に応じた予算配分措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 被災地の繰越手続の簡素化

- 被災地では、平成 26 年度予算を翌年度に繰り越して事業執行しているが、マンパワー不足や資材不足等の課題が複合的に発生し、平成 27 年度内に完了しない可能性。
- その場合、事故繰越に要する手続は膨大な事務量となることから、平成 26 年度予算も平成 23 年度補正予算等と同様に簡素化が必要。

《参考》「事故繰越手続等々の簡素化」の主な内容（第 4 回復興推進会議（平成 24 年 11 月）合意）

- ①繰越理由書 ⇒ 必要最低限の事項を記載する簡易な様式を作成し 1 枚で全てを完結
- ②添付資料 ⇒ 事業概要・工程表・図面・契約書類等の添付を全廃
- ③ヒアリング ⇒ 財務局ヒアリングを全廃

《参考》本県の繰越状況（県土整備部・農林水産部分、国費ベース）

	県土整備部	農林水産部 (水産庁所管分(公共))	合 計
H25⇒H27 事故繰越	10,235 百万円	36,497 百万円	46,732 百万円
H26⇒H27 明許繰越	75,034 百万円	54,898 百万円	129,932 百万円

2 被災地の復旧・復興の進捗に応じた予算配分

- 現行の繰越制度では、当初予定していた工程から大幅な遅れが生じ、平成 27 年度内においても予算を執行できない場合は、不用残額にせざるを得ない状況。

《参考》本県の復旧・復興予算に係る不用残額の状況（県土整備部・農林水産部分、国費ベース）

	県土整備部	農林水産部	合 計
H26 不用額	1,684 百万円	9,850 百万円	11,534 百万円

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室
農林水産部 水産振興課、漁港漁村課

5 被災自治体における普通交付税算定の特例措置

《 要 望 事 項 》

1 被災自治体における普通交付税算定の特例措置

被災自治体においては一時的かつ急激な人口減少となっており、普通交付税の算定にあたり平成 27 年国勢調査人口を用いた場合、実際の需要額と乖離が生じることから、被災自治体の財政運営に支障がないよう特例措置を講じることを要望します。

【現状と課題】

- 基準財政需要額の算定にあたっては、平成 28 年度分の算定から、平成 27 年国勢調査人口を測定単位として用いることとなるが、被災市町村においては、他市町村への避難などにより一時的かつ大幅な人口減少が生じており、算定に平成 27 年国勢調査人口をそのまま用いた場合、実際の需要額と乖離することから配慮が必要。

【県担当部局】政策地域部 市町村課

6 被災地復興のための人的支援・財源措置

復興事業を迅速かつ着実に行うためには、被災地のまちづくりや災害公営住宅・海岸保全施設の建設、農業生産基盤等の復旧工事等、ハード事業を担う技術職員及び用地買収を担当する職員をはじめ、被災企業の再建や雇用創出に係る補助事業及び建物再建後の課税評価等のソフト事業を担う人材など、各分野において専門的知識を有するマンパワーが必要となるため、その人員確保について、さらに強化するよう要望します。

《 要 望 事 項 》

1 人的支援及び国による総合的な調整機能の強化

復興事業が本格化する中で、さらにマンパワーが必要となることから、全国の地方公共団体、国等の関係機関による継続した人的支援とともに、国による関係機関等との総合的な調整機能を強化するよう要望します。

2 国による任期付職員の採用制度の創設等

復興事業が本格化する中で、豊富な経験を有する即戦力が必要であることから、独立行政法人や民間企業を退職した職員を、国において任期付職員として一括採用し、被災地方公共団体へ派遣する制度を創設するほか、被災地方公共団体と国（国家公務員）との人事交流を促進するよう要望します。

3 人的支援に係る財政措置の継続

地方自治法に基づく中長期の派遣職員の受入れ経費及び任期付職員をはじめとする東日本大震災津波への対応のために職員の採用を行った場合の経費について、復興が完了するまでの間、全面的な財政措置を継続するよう要望します。

4 民間企業等からの人的支援の推進

復興の進捗に伴い、まちづくりや産業振興の取組など、行政の視点のみならず、民間企業等の様々な視点を参考に復興を進めるため、民間企業等からの人的支援について積極的に推進する必要があると考えられることから、関係団体等へ継続した働きかけを行うとともに、被災地方公共団体との丁寧なマッチング調整を行うなど、円滑な受入れについて支援するよう要望します。

【現状と課題】

1 職員確保の状況

- 平成27年度は、任期付職員の採用、再任用職員の積極的活用、他県応援職員の要請、民間企業からの派遣等により、前年度を上回る人員を確保したが、復興事業が本格化・長期化する中でさらなるマンパワーが必要。なお、正規職員を中心に、土木職の採用が困難な状況。

《岩手県における職員確保状況》

(H27. 4. 1現在)

年度	正規職員	任期付職員	他県応援職員	再任用職員	合計	不足数
H25	108人	171人	163人	44人	486人	▲105人
H26	133人	77人	170人	59人	439人	▲72人
H27	137人	60人	172人	93人	462人	▲145人
増減	+4人	-17人	+2人	+34人	+23人	—

《市町村における職員確保状況》

(H27. 4. 1現在)

年度	必要数	確保数	不足数	確保率
H25	628人	596人	▲32人	94.9%
H26	737人	697人	▲40人	94.6%
H27	779人	726人	▲53人	93.2%
増減	+32人	+59人	—	—

2 任期付職員の採用の状況

- 被災市町村の任期付職員は、都道府県による代行採用・派遣や被災市町村の独自採用により確保しているが、応募者は減少傾向。特に技術職員の応募が少なく、市町村において苦慮。

3 人的支援に係る財政措置の継続及び拡充

- 国においては、「職員派遣に要する経費等については引き続き震災復興特別交付税により被災自治体の実質的な負担をゼロとする」と明示したものの、一方で、「任期付職員採用に係る経費については、現時点では（全額交付税措置の）対象外」との説明があったもの（平成27年5月15日、宮城県での復興庁説明会）。
- これを受け、現在、全額震災復興特別交付税で措置されている任期付職員や民間企業に籍を置いたまま派遣されている職員の人件費についても継続措置を求めるもの。

4 民間企業等からの人的派遣制度

- 総務大臣による団体への働きかけや復興庁の「WORK FOR 東北」が実施されているが、民間企業では地方公共団体への派遣実績が少なく、マッチング調整の難しさがあるため、受入の拡大には自治体の詳細なニーズ把握や行政実務への民間人材の適応確認など、より丁寧な調整が必要。
- 県では、「WORK FOR 東北」に対し、人材のマッチングを要請（計10名程度）しているが、今のところマッチング実績はないもの。
 - 《分野》・ 県産農林水産物の（海外）販路開拓
 - ・ 水産事業者（団体）等の経営改善支援等

【県担当部局】 政策地域部 市町村課
総務部 人事課
農林水産部 農村計画課、水産振興課、漁港漁村課

7 復興事業に伴う埋蔵文化財調査への人的支援及び財政支援

《 要 望 事 項 》

1 復興事業に伴う埋蔵文化財調査への人的支援及び財政支援の継続

- (1) 復興事業に伴う埋蔵文化財調査について、本格化している復興事業に係る発掘調査に対応するため、人的支援を継続するよう要望します。
- (2) 現行の埋蔵文化財緊急調査事業では、調査量の増大に伴い被災市町村及び県の財政負担が増加することに鑑み、引き続き震災復興特別交付税や東日本大震災復興交付金による全面的な財政措置を継続するよう要望します。

【現状と課題】

(1) 人的支援

- 復興事業に伴う埋蔵文化財調査面積の増加に対応するため、他県及び市町村等から派遣職員の支援を受けているところ。
- 平成 27 年度は、県全体で 24 人の専門職員の応援を受けているが、本格化している復興事業に係る発掘調査に対応するため、今後も継続して人的支援が必要。

《 専門職員の派遣支援の状況 》

※各年度 4 月 1 日現在

派 遣 区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
県外自治体 → 岩手県	10 人	8 人	12 人	8 人
県外市町 → 沿岸市町村	1 人	11 人	13 人	9 人
県内市町村 → 沿岸市町村	3 人	3 人	3 人	2 人
復興庁（非常勤職員）→ 沿岸市町村	0 人	0 人	1 人	0 人
県外財団法人 → 県埋蔵文化財センター	0 人	3 人	6 人	5 人
合 計	14 人	25 人	35 人	24 人

(2) 財政支援

- 平成 28 年度以降も復興関連発掘調査事業が見込まれることから、平成 27 年度までとされている集中復興期間を延長し、東日本大震災復興交付金制度等の継続が必要。

【県担当部局】教育委員会事務局 生涯学習文化課

8 JR山田線及び大船渡線の早期復旧への支援

東日本大震災津波により、甚大な被害を受けたJR山田線の宮古・釜石間は、復旧後における三陸鉄道による運営が決定し、これから本格的な復旧工事が進められるところです。また、同様に被害を受けたJR大船渡線の盛・気仙沼間は、BRTにより仮復旧されているところですが、復旧の目途が立っていません。

これらの鉄道は、通学、通院など、三陸沿岸住民の生活の足であるとともに、観光など三陸沿岸地域の振興に不可欠な路線であることから、各沿線市町は、復興計画において、JR山田線及び大船渡線を重要な復興の社会基盤と位置付けており、鉄道の全線復旧が早期に図られるよう、次のとおり要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 鉄道復旧に伴う費用負担の取扱い

東日本旅客鉄道株式会社が鉄道復旧を行うに際し、県及び市町によるまちづくりに伴い、原状復旧と比較して増加する費用について、地域の復興に対する支援という観点から、沿線自治体に実質的な負担が生じないように、財政支援を講じることを要望します。

2 JR山田線の鉄道施設の強化に対する財政支援

三陸鉄道による持続的な運営を図るため、復旧工事と併せて実施するJR山田線の鉄道施設の強化について、財政支援を講じるよう要望します。

3 東日本旅客鉄道株式会社への復旧に関する指導・助言等の措置

JR山田線に関して、東日本旅客鉄道株式会社が復旧工事を進めるにあたり、適切な指導助言等の措置を講じるよう要望します。また、JR大船渡線に関して、国の主催による会議などで復旧に向けた議論を加速させるとともに、同社に対し、必要な指導・助言等の措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 東日本大震災津波により、J R山田線（宮古～釜石間 55.4 k m）及び大船渡線（盛～気仙沼間 43.7 k m）は、駅舎、線路、橋梁の流失・損壊など甚大な被害。

路線名	駅舎流失	浸水区間	線路流失	橋梁流失	盛土流出
山田線	4 駅／13 駅 (30.8%)	21.7 km／55.4 km (39.2%)	6.3 km／55.4 km (11.4%)	6 箇所	10 箇所
大船渡線	6 駅／12 駅 (50.0%)	21.4 km／43.7 km (49.0%)	15.2 km／43.7 km (34.8%)	3 箇所	2 箇所

- J R山田線は、復旧後における三陸鉄道による運営が決定し、平成 27 年 3 月に着工。
また、J R大船渡線はB R Tにより仮復旧されているが、復旧の方針が決定していないもの。
- J R東日本は、原状復旧費用については自社負担の意向を示しているものの、被災地のまちづくり等に伴い、かかり増しとなる費用については、自社負担はせず、国等の支援によることを求めているもの。
- J R東日本は、J R山田線の復旧に際して、レール、マクラギ、バラスト交換等の軌道強化を行うこととしているが、三陸鉄道においては、移管後の持続的運営を図るため、それ以上に必要とする鉄道施設の強化を実施することとしているもの。

【県担当部局】 政策地域部 地域振興室

9 第71回国民体育大会及び第16回全国障害者スポーツ大会開催に係る支援

第71回国民体育大会及び第16回全国障害者スポーツ大会を「復興のシンボル」として位置付け、東日本大震災津波からの「復興の力」となるよう開催準備を進めていますが、復興に人員及び予算を最優先で投入している中、両大会の開催準備を担う職員の不足を補うため、任期付職員の採用等かかり増し経費の負担が生じているところです。

両大会が、被災地における初めての開催であること、冬季大会を含む21年ぶりの完全国体として開催されることや、復興の途上にある中で開催経費のほとんどを県が負担していることなどを総合的に勘案されるとともに、(公財)日本体育協会が策定した「国民体育大会における2020年オリンピック対策・実行計画」に前向きに対応することとしたことも考慮いただき、次のとおり財政支援の拡充等を要望します。

《 要 望 事 項 》

1 被災地での開催に配慮した財政支援の拡充

被災地での開催であることなどの特殊性に配慮し、地方スポーツ振興費補助金の増額や対象経費の範囲拡大等により財政支援を拡充するよう要望します。

2 国民体育大会へのオリンピック競技導入に係る経費負担への対応

第71回国民体育大会において新たに正式競技として導入することとした競技種目・種別に係る競技会の実施に伴う経費については、「国民体育大会における2020年オリンピック対策・実行計画」に基づき、国体開催県及び会場地市町村に負担が生じないよう措置を講じることを要望します。

【現状と課題】

1 被災地での開催に配慮した財政支援の拡充

- 開催経費のほとんどを開催県が負担している現状にあり、復興を最重要課題として取り組んでいる本県にとり、財政運営上の負担が過大。
- 両大会開催経費に係る地方スポーツ振興費補助金の補助対象経費が、式典及び競技運営に直接必要な経費に限定されており、施設整備費や運営費に係る市町村への補助金などは、開催のために必要な経費であっても補助対象外とされ、開催県の負担。

【国庫補助制度概要】

補助事業名：地方スポーツ振興費補助金

補助額：国民体育大会開催事業 定額（411,807 千円）

全国障害者スポーツ大会開催事業 定額（81,000 千円）

補助対象：式典及び競技運営に直接必要な経費

2 国民体育大会へのオリンピック競技導入に係る経費負担

- 「国民体育大会における 2020 年オリンピック対策・実行計画」に基づき、岩手県及び関係市町村は、国体未実施のオリンピック競技（種目・種別）の導入に努めたところ（6 競技種目・種別の導入を決定）。
- 同計画は、正式競技追加種目・種別に関わる競技会実施経費等について、国体開催県及び会場地市町村に負担が生じることのないよう対応するとしており、国、日本体育協会及び中央競技団体にこれを実現していただく必要。

【導入決定競技・種目・種別】

競技	種目等	種別
水泳	オープンウォータースイミング	男子・女子
ボクシング	フライ級	成年女子
レスリング	フリースタイル<53 ㎏級>	女子
ウェイトリフティング	スナッチ、クリーン&ジャーク <53 ㎏以下級、63 ㎏以下級>	女子
自転車	ケイリン、スクラッチ、チーム・スプリント	女子
ラグビーフットボール	7 人制	女子

3 第 69 回（長崎）及び第 70 回（和歌山）国体における国の対応状況

国の事業名：女性アスリートの育成・支援プロジェクト

日本体育協会受託：「国民体育大会におけるオリンピック女子種目導入に関する調査研究」

- (1) 平成 26 年度：長崎国体においてイベント事業などを実施
- (2) 平成 27 年度：和歌山国体においてイベント事業などを実施予定

【県担当部局】国体・障がい者スポーツ大会局総務課、施設課、競技式典課、障がい者スポーツ大会課

10 ラグビーワールドカップ 2019 開催に係る支援

岩手県・釜石市は、本年3月にラグビーワールドカップ 2019 の開催都市に決定したところであり、本大会開催期間中には、国内外から延べ 30 万人が来訪する見込みであるなど、今後、スポーツ観光等を通じた交流人口の大幅な増加が見込まれています。また、国内外からいただいた御支援への感謝を伝えるとともに、復興の姿を日本国内のみならず、全世界に向けて発信する絶好の機会と捉えています。

岩手県・釜石市が開催都市において唯一の被災地であることや、本大会が東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成に大きな役割を果たしうる世界規模の大会であることを踏まえ、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 スタジアム等の整備に向けた財政支援

ラグビーワールドカップ 2019 を成功に導くため、釜石市が行う試合会場整備等に対し、社会資本整備総合交付金や補助制度の創設等の財政支援を講じるとともに、釜石市の負担を軽減するため、過疎対策事業債の配分枠を十分に確保するよう要望します。

2 復興道路及び復興支援道路の早期完成

観客等が会場地である釜石市に円滑に移動できるように、三陸沿岸道路、東北横断自動車道釜石秋田線等について、整備に必要な予算を「復興枠」により別枠で確実に確保し、国の「東日本大震災からの復興の基本方針」に沿って着実に整備を進め、早期に全線開通するよう要望します。

【現状と課題】

1 スタジアム等の整備に向けた財政支援等

- ラグビーワールドカップ 2019 開催のためには、15,000 人以上収容可能なスタジアムが必要とされており、釜石市においては、早急に整備する必要。また、開催時には多くの交通量が見込まれるため、アクセスに必要な周辺の市道も緊急に整備する必要。
- (仮称) 鶴住居運動公園及びアクセスに必要な周辺の市道に係る整備に際して、社会資本整備総合交付金の十分な確保による財政支援が必要。
- 現行のスポーツ振興くじの収益による大規模スポーツ施設整備助成は、国民体育大会冬季大会の対象施設及びスポーツ振興投票の対象となる試合(サッカーJリーグ)を実施する施設整備が中心であり、新たな補助制度の創設が必要。
- 釜石市においては、ラグビーワールドカップ 2019 の開催により交流人口が増加するほか、その後もスタジアムを活用した各種スポーツ振興等により継続的な交流人口の増が図られるなど、本事業は過疎地域の自立に必要なものであるとして過疎対策事業債の発行を予定しているが、本県の過疎対策事業債の配分枠は例年 160 億円程度であり、県内市町村の要望額(200 億円前後)を満たしていないことから、過疎対策事業債の配分枠の確保が必要。

2 復興道路及び復興支援道路の早期完成

- 釜石市のみでは、16,000 人の観客の宿泊に対応できないことから、ラグビーワールドカップ 2019 の成功のためには、盛岡市や花巻市等の宿泊地からの円滑な輸送が不可欠。
- 東北横断自動車道釜石秋田線(仮称)釜石西 IC～(仮称)釜石 JCT 間や、三陸沿岸道路(仮称)釜石 JCT～釜石両石 IC 間など、開通見通しが示されたが、ラグビーワールドカップ 2019 開催に間に合うよう、着実な整備が必要。

《釜石市の宿泊施設受け入れ能力とラグビーワールドカップ 2019 開催に伴う交流人口》

- ・ 釜石市内の宿泊施設の定員 約 1,200 人
- ・ ラグビーワールドカップ 2019 大会期間に釜石市に延べ 30 万人来訪
- ・ 試合開催時には、約 16,000 人が観戦

【県担当部局】 政策地域部 政策推進室、市町村課
県土整備部 県土整備企画室
教育委員会事務局 スポーツ健康課

11 事業用地の円滑な確保のための支援の継続

復旧・復興事業用地の確保については、これまでの「国による加速化措置」に加え、「東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 32 号）の円滑な活用のため、人的支援及び運用改善による特別の支援をいただいているところです。

本県では、本格復興の最盛期を迎え、膨大な用地取得業務を効率的に進めていく必要性が増している状況にあることから、復旧・復興事業用地の円滑な確保の一層の加速化のため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 復興特区法一部改正法の活用のための連携した取組の強化

「東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 32 号）を円滑に活用するため、土地収用制度活用のための実務支援等、県と連携した取組を一層強化するよう要望します。

2 司法書士の駐在派遣、用地加速化支援隊等による市町村支援の強化

被災市町村ではマンパワー不足が深刻な状況にあることから、被災市町村に対する司法書士の駐在派遣や用地加速化支援隊等による支援を一層強化するよう要望します。

【現状と課題】

1 県事業の用地取得の状況

- 本格復興の最盛期を迎え、用地取得は防潮堤のほか道路事業などにおいて本格化。

(H27.3月末現在)

区 分	用地取得が 必要な地区数	用地交渉		
		実施中	完了	計
全 体	173	60 (35%)	83 (48%)	143 (83%)
一般・港湾海岸	43	23 (53%)	18 (42%)	41 (95%)
漁港海岸	22	8 (36%)	2 (9%)	10 (45%)
農地海岸	8	4 (50%)	4 (50%)	8 (100%)
林野海岸	2	—	2 (100%)	2 (100%)
復興支援・関連道路	24	7 (29%)	13 (54%)	20 (77%)
まちづくり連携道路等	31	18 (58%)	6 (19%)	24 (77%)
災害公営住宅	43	0 (0%)	38 (88%)	38 (88%)

※ 契約件数ベースでは、全体で4,433件の契約が必要。

※ 市町村事業については、防災集団移転促進事業などの住まいの再建に関する事業の用地取得が進んでいるものの、その他の道路事業、海岸事業等においては、用地取得を進めていく必要。

2 国と県との共同取組の状況

- 県が改正復興特区法の活用等のため設置した部局横断組織（用地取得特例制度活用会議）に復興庁岩手復興局がオブザーバ参加し、共同で、県事業における改正復興特区法の活用推進及び市町村に対する裁決申請書作成等の実務支援に取り組んでいるところ。
- 平成26年度には、共同取組の成果として改正復興特区法の主要な改正項目（緊急使用制度の活用及び小規模団地住宅施設整備事業の収用裁決申請）に係るモデル・ケースをつくったところ。
- 平成27年度には、公共用地の取得等に関する説明会を開催。

3 市町村支援の状況

- 被災市町村への司法書士の派遣駐在 … 4名（山田町1人、大槌町2人、釜石市1人）
- 用地加速化支援隊による市町村支援 … 収用裁決申請の実務支援（申請済み2件）

4 取組の強化の必要性

- 一日も早い復興のため、用地取得を迅速に進めることが必要。
- 今後、多数の収用裁決申請が必要となる時期を迎えることから、改正復興特区法の活用に係るモデル・ケースを参考としながら、収用制度の円滑かつ迅速な活用のため、具体的に取り組む必要。
- 市町村支援にあたっては、被災市町村におけるマンパワー（特に専門職員）不足、道路事業等における用地取得業務の増大等を考慮し、国と県の協力体制による強力で重層的な対応が必要。

【県担当部局】復興局 まちづくり再生課
県土整備部 県土整備企画室

12 原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の 充実・強化及び被害に係る十分な賠償の実現

《 要 望 事 項 》

1 県及び市町村が放射線影響対策に要した経費の賠償等

原子力発電所事故に伴う放射線影響対策は、本来、国の責任において実施すべきものであることから、県及び市町村の負担とならないよう、全面的な対応を講じることを要望します。

また、県及び市町村が負担した放射線影響対策に要した費用について、十分な賠償が速やかに行われるよう東京電力株式会社を指導するなど、必要な措置を講じることを要望します。

2 被害の実態に即した十分な賠償の実現

出荷制限等による直接的な被害や風評被害に加え、事業継続のために必要な生産サイクルの回復や消費者の信頼回復等への対応を含めた全ての損害について、実態に即した十分な賠償が被害の発生する限り完全かつ速やかに行われるよう、東京電力株式会社を指導するなど、必要な措置を講じることを要望します。

【現状と課題】

1 県及び市町村が放射線影響対策に要した経費

- 県及び市町村は、これまで六次にわたり東京電力㈱に対して損害賠償請求を行っているが、請求総額 8,883 百万円に対し支払合意額は 5,460 百万円（61.5%）にとどまっている状況（平成 27 年 3 月末現在）。
- 国の中間指針は、地方公共団体の損害についても賠償対象になるとしているが、東京電力㈱は賠償範囲を原則として政府指示等に基づいて実施した対策に限定するなど消極的な対応。

《具体例》

- ・地方公共団体の判断で実施した放射線影響対策は、必要かつ合理的な範囲を越えているとして基本的に賠償対象外（広報・住民説明対応、風評被害対策、局所的汚染箇所の除染費用、住民要望に対応した持込食材検査費用等について、対策の背景や経緯を斟酌せず一律に賠償対象外として整理）。
- ・政府指示等に基づく測定であっても、測定準備や結果公表など地方公共団体に裁量の余地があるとされた工程や、測定のための施設改修費、測定機器の維持管理費等は賠償対象外。
- ・空間線量測定や学校給食検査について、安全性が確保されているとして賠償対象期間を限定。

- 平成 26 年 1 月 23 日、東京電力との直接交渉のみではこれ以上の交渉の進展が期待できないとの認識に至り、県及び 24 の市町村等が原子力損害賠償紛争解決センター（ADR センター）へ和解仲介の申立てを実施（最終的に 36 市町村等が申立て）。
- ADR センターの提示した和解案に基づき、平成 27 年 1 月 6 日に県と東京電力が和解契約を締結。

《和解案の概要》

- ・放射線影響対策に要した事業費は、ほぼ全てについて相当因果関係がある損害と認定。
- ・人件費については、超過勤務手当支給額のうち、原発事故への対応により増加したと認められる部分を損害と認定。

- 現在、ADR センターへの申立て後に賠償請求をした平成 25 年度分の損害について、和解の趣旨を踏まえて実態に則した十分な賠償を行うよう求めて交渉。

2 被害の実態に即した十分な賠償の実現

- 東京電力㈱は、損害賠償の実施にあたり国の中間指針に従うとしながらも、賠償対象期間や賠償対象範囲について制限的な運用を行っており、被害者が十分な賠償を受けられない状況。

《制限的な運用の例》

- ・平成 24 年 3 月以降における観光業の風評被害について直接請求に応じず、また、教育旅行等の個別事情への対応が不十分。
- ・中間指針第三次追補において新たに賠償すべき損害と認められた本県農林水産物等の風評被害について、平成 25 年 4 月以降の損害については因果関係を個別に判断するとし、実質的に第三次追補策定以前と同様の制限的な運用を実施。
- ・被害者が原発事故前を上回る収入を得た時点で風評被害が終結したとみなし、一律に賠償打ち切り。
- ・ブロイラーや養蜂業について、中間指針・第三次追補に対象として明示がないことをもって賠償請求を拒否。
- ・逸失利益の算定に関して、賠償対象地域以外の地域から仕入れた原料が含まれる場合、その含まれる割合によって賠償額を減額。
- ・しいたけ原木として出荷できなくなった立木に係る財物賠償について、賠償の対象を福島県内に限定。
- ・出荷制限等により減少した販売額を企業努力により回復させた場合、当該回復分を賠償額から控除。
- ・津波で流された提出不可能な書類の提出を求められたところ。

【県担当部局】総務部 総務室

13 原子力発電所事故に伴う除染・廃棄物処理等への対応

《 要 望 事 項 》

1 農林業系副産物の処分

農林業系副産物の処分に複数年を要する市町村があることから、焼却処理に向けた前処理や最終処分場での処理に必要な費用の支援措置を次年度以降も継続するよう要望します。

2 汚染状況重点調査地域への財政支援

汚染状況重点調査地域においては、道路側溝汚泥等の撤去にあたり、汚染濃度や除染実施区域内外にかかわらず、除染等撤去に要する経費や地域で必要となる一時保管施設の整備等のかかり増し経費について財政支援を拡大するよう要望します。

3 除去土壌の処理基準の策定

除去により発生した汚染土壌や道路側溝汚泥の処理に向けて、除去土壌の処理基準を早急に示すよう要望します。

4 住民不安の解消

円滑な除染や廃棄物処理、一時保管施設の整備にあたっては周辺住民の理解醸成が不可欠であることから、国が放射性物質への住民不安の解消に万全を期するよう要望します。

【現状と課題】

1 農林業系副産物の処分

- 放射性物質に汚染された農林業系副産物は約 41,000 t 保管されており、市町村等の焼却処理施設において焼却灰濃度を低レベル（8,000Bq/kg 以下）に抑制し、既存の管理型最終処分場に処理することとしているため、処理が長期に及ぶ状況。
また、処理にあたり、一時保管施設の整備、前処理、焼却炉の老朽化、最終処分場の残余容量のひっ迫等が各地域において問題化。

2 汚染状況重点調査地域への財政支援

- 汚染状況重点調査地域において、高濃度の汚染土壌や道路側溝汚泥が確認されているものの、空間線量率が基準値より低いため、一時保管設備の設置等への財政支援を受けられず、現場での処理が滞っている状況。

※平成 26 年 4 月 22 日 環境省見解

- ・汚染土壌や道路側溝汚泥の一時保管設備整備や処理経費への財政支援については、放射性物質汚染対処特別措置法の範疇での対応となり、除染実施計画外についての財政支援は困難。

3 除去土壌の処理基準の策定

- 放射線汚染対処特措法において、除染土壌の処分基準を定めることになっているが、未だ基準が示されておらず、現場での処理が滞っている状況。

※平成 27 年 3 月 4 日

- ・除去土壌の処理基準策定にあたり環境省と意見交換。

4 住民不安の解消

- 国が直接地域住民に対し放射線対策に係る説明会を行っておらず、コミュニケーションを図っていないこと、除染土壌や道路側溝汚泥等の処理の見通しが立たないこと、一時保管場所の構造が簡易なものしか補助対象とされていないことなど、住民不安の解消につながらず現場での処理が滞っている状況。

【県担当部局】 環境生活部 環境保全課、資源循環推進課

14 原子力発電所事故に伴う農林水産被害等への対応

《 要 望 事 項 》

1 畜産農家の経営安定対策等

原子力発電所事故により拡散した放射性物質は、牧草地の汚染や畜産物への風評など幅広い被害をもたらしていることから、畜産業の復興を確実に成し遂げるため、自給飼料基盤の再生を行う東日本大震災農業生産対策交付金の継続と十分な予算措置を要望します。

なお、当該交付金を予算化できない場合は、農林水産省において、代替事業を創設するよう要望します。

【現状と課題】

- 県では、市町村からの要望を踏まえ、平成 24 年度より、東日本大震災農業生産対策交付金（草地生産性向上緊急対策）を活用し、風評被害の払拭と放射性物質の低減を目的に暫定許容値以下の牧草地の再生（いわて型牧草地再生対策事業）に取り組んでいるところ。

《東日本大震災農業生産対策交付金のうち畜産復興に要する経費》（単位：千円）

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度（見込み）
要望額 ①	857,144	594,988	419,984
うち いわて型	450,431	529,238	419,984
交付決定額 ②	780,020	454,571*	（未定）
うち いわて型	450,431	404,338*	（未定）
充足率(②/①)	91.0%	76.4%	（未定）
いわて型	100%	76.4%	（未定）
参考：国の予算額	8,870,000	5,053,000	（未定）

※内報額に、シーリング係数を乗じたもの

- 平成 27 年度の東日本大震災農業生産対策交付金の予算額が 51 億円と前年より大幅に減額（前年比 60%）していることから、事業費を十分に確保できない可能性。
- 平成 28 年度に当該交付金が復興庁予算から農林水産省の一般予算へ移管されることが予想されるため、交付金の継続が不透明な状況。
- 市町村では、当該交付金を活用し、平成 28 年度を最終年度として計画的に除染を進めてきたところであり、本県の畜産業の再生を確実に成し遂げるためにも交付金の継続及び予算の確保が必要。

【県担当部局】農林水産部 畜産課

《 要 望 事 項 》

2 原木しいたけ等の産地再生対策

- (1) 原木しいたけ産地の再生を図るため、不足しているきのこ原木の確保に要する経費について、全面的かつ継続的に支援するとともに、過熱するきのこ原木価格の高騰対策を講じるよう要望します。
- (2) 栽培管理ガイドラインに基づき、ホダ場から除去された落葉層の取り扱いについて、管理や処理に係る方針等を早期に提示するとともに、必要な経費について全面的かつ継続的に支援するよう要望します。
- (3) 風評被害等で経営が悪化している原木しいたけ生産者に対する損害賠償金の早期支払いへの支援や、生産再開に必要な栽培管理経費の全てを損害賠償対象とするための支援を継続するよう要望します。
- (4) 「放射性物質対処型森林・林業復興対策実証事業」のうち「ほだ木等原木林再生のための実証」の対象となる森林について、原木の流通実態を踏まえ、「40Bq/kg を超える広葉樹林」から「30Bq/kg を超える広葉樹林」に拡大するよう要望します。
- (5) 低迷している原木乾しいたけの市場価格を回復させ、生産者の意欲を高めていくため、原木しいたけの安全性に係る正確な情報発信等を行うとともに、産地が行う情報発信やPR活動等の取組について、全面的かつ継続的に支援するよう要望します。
- (6) 山村地域の貴重な収入源である野生山菜・きのこ類の出荷制限解除のため、科学的知見に基づいた検査方法を早期に提示するよう要望します。

【現状と課題】

1 県の取組

- (1) 出荷自粛及び自主回収を要請された市町村の生産者や風評被害を受けた生産者に、しいたけ栽培等に必要な当座のつなぎ資金としての支援金を融資（原木しいたけ経営緊急支援資金貸付金：H27年度 203,990 千円、H24 年度から実施）。
- (2) 出荷制限等を受けたしいたけや使用自粛となった原木・ホダ木の仮保管、落葉層除去等（ホダ場環境整備）に要する経費を全額県で措置。
（きのこ原木等処理事業：H27 年度 23,718 千円、H24 年度から実施）
- (3) 不足するきのこ原木を確保するため、関係団体と「しいたけ原木供給連絡会議」を設置し、広域的な需給調整を行うとともに、素材生産業者や他県等に対する原木供給の働きかけを実施。

2 課題

- (1) 県北部に使用可能なきのこ原木林があるものの、伐採作業の担い手不足や、他県への移出量増加により、原木価格が高騰し、県内の原木が不足（震災前 181 円/本→H26 年 262 円/本（一関地域 339 円/本））。
- (2) 栽培管理ガイドラインに基づき、約 30ha で落葉層除去を実施し、除去された落葉層はホダ場隣接地等に一時保管されている状況であることから、一時保管後の管理基準や処理方針の策定が必要。
- (3) 出荷制限や風評被害等により、原木しいたけ生産者の資金繰りが悪化しており、速やかな賠償金の支払いが必要。また、栽培管理の実施にあたっては、一部の取組事項が賠償対象となっていないことから、全ての取組事項を賠償対象とすることが必要（林野庁と東京電力で継続調整中）。
- (4) 指標値以内の原木を生産できるナラ林が大幅に減少したことに伴い、しいたけ原木の価格が高騰しており、掛かり増し経費として生産者負担が発生。しいたけ生産者は、より安全な原木を求め、県内では 30Bq/kg を超えるきのこ原木には買い手がつかない状況（きのこ原木の指標値は 50 Bq/kg）。
- (5) 安全確保の取り組みに対する理解増進と再生産可能な市場価格の回復が必要。
- (6) 野生山菜で 5 品目 10 市町、野生きのこで 9 市町に出荷制限が指示されており、生産再開に向けて出荷制限の早期解除が必要。

【県担当部局】農林水産部 林業振興課・森林整備課

《 要 望 事 項 》

3 水産物被害等への対応

水産物の放射性物質検査について、引き続き、国が全面的に経費を負担し、実施するよう要望します。

【現状と課題】

1 水産物の放射性物質検査の実施

- 水産物の安全性を確認し、生産者や消費者、国際社会に対して正確な情報提供を行うとともに、出荷制限等の解除に向けて、引き続き、放射性物質検査を実施する必要。
- 都道府県の管理水域を越えて移動する回遊性魚種等については、国の主導による広域的な検査体制の維持が必要。

【県担当部局】農林水産部 水産振興課

《 要 望 事 項 》

4 風評被害の防止

- (1) 放射性物質の影響への不安により、岩手県産の食品の購入をためらう消費者が見られることから、農林水産物の安全性に係る正確な情報提供やPR活動等を継続して行うよう要望します。
- (2) 県、市町村、生産者団体等が取り組む風評被害対策に要する経費について、全面的かつ継続的に支援するよう要望します。

【現状と課題】

- 消費者庁による「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第5回）」では、放射性物質による影響への不安から、食品購入をためらう産地を「岩手県・宮城県・福島県」と回答した人が平成27年2月時点で12.6%も存在。また、乾しいたけの市場価格は、平成26年12月時点で、原発事故前の44%程度に低迷しており、風評被害は依然として払拭されていない。農林水産物の安全性を消費者等に正しく理解いただくため、継続して適確な情報の発信に取り組むことが必要。
- 風評被害払拭のため、東日本大震災復興交付金や消費者庁の地方消費者行政推進交付金等を活用し、失われた販路の回復と拡大などに向けた取組を実施。原発事故の影響が長期化する中、県、市町村、生産者団体等においては、風評被害対策の継続的な取組が必要であり、県の経費負担が生じていることから、今後も財政面での支援が必要。

【県担当部局】農林水産部 流通課

《 要 望 事 項 》

5 諸外国における農林水産物等の輸入規制への対応

農林水産物や食品の安全性に関する的確な情報を諸外国に発信し、信頼の回復を図るとともに、輸入規制を強化している韓国や台湾等の諸外国の政府に対し、規制が早期に解除されることを強力に働きかけるよう要望します。

【現状と課題】

- 明確な科学的根拠が示されないまま、岩手県産の水産物等については、韓国政府等による輸入禁止措置や、台湾政府等による輸入規制強化措置が講じられていることは、東日本大震災津波からの復興に取り組む本県水産業に影響を及ぼすことから、諸外国に対して、放射性物質検査に基づく安全性確保の取組等を的確に情報発信し、信頼性の回復を図ることが必要。
- また、韓国や台湾、中国等の政府は、日本産の農林水産物等を輸入する際の規制として、日本国内の輸出事業者に対して、政府作成の放射性物質検査証明書等の添付を求めているが、事業者の手間やコストが嵩むことから、その負担軽減を図るため、関係諸外国の政府に対して、規制が早期に解除されるよう強力な働きかけが必要。

【県担当部局】農林水産部 流通課

《 要 望 事 項 》

6 放射性物質の影響防止対策

- (1) 農産物及び特用林産物の放射性物質の吸収抑制技術を早期に確立するよう要望します。
- (2) 生産者が放射性物質の吸収抑制対策に取り組む経費について、全面的かつ継続的に支援するよう要望します。

【現状と課題】

- 農産物については、平成 23 年度から国の試験研究機関などで吸収抑制技術の試験が実施されており、大豆栽培では、カリの施用により放射性セシウムの吸収を抑制できることが判明しているが、土壌タイプ別の基準や効果の持続期間などは不明。
- 大豆・そばについては、東日本大震災農業生産対策交付金を活用して、カリの施用による放射性セシウムの吸収抑制に取り組むなど、継続して対策を講じ、農業者が安心して取組を実施できるよう、平成 28 年度以降も継続した支援が必要。
- しいたけ、山菜、野生きのこの等の特用林産物については、国の栽培管理ガイドラインの効果を継続して検証するとともに、山菜及び野生きのこの放射性物質の吸収動態を早期に解明し、放射性セシウムの吸収抑制対策の実施が必要。

【県担当部局】農林水産部 農産園芸課、林業振興課

15 復興特区制度の適用期間の延長及び柔軟な運用

《 要 望 事 項 》

1 復興特区制度の適用期間の延長及び柔軟な運用

被災地において本格化している産業復興に継続して取り組んでいくため、規制・手続等の特例、税・財政・金融上の支援等を含む復興特区制度について、被災地の実情に配慮し、特例の適用期間を延長するよう要望します。

併せて、復興特区制度の有効な活用を図るため、柔軟な運用及び計画作成に係る事務手続の一層の簡素化等を図るよう要望します。

【現状と課題】

1 復興特区制度の適用期間の延長

- 産業集積区域における税制特例の適用対象事業者を指定できる期間は、震災特例法により平成 28 年 3 月 31 日までと規定されているが、本県復興計画の期間と比較しても短い期間に限定。
- 復興まちづくりの本格化に伴い、現在の適用期間以降も事業者等による本制度の活用ニーズがあると見込まれることから、地域特性を生かした産業を集積し、本格復興を実現するためには、被災地の実情に配慮した税制特例の適用期間の延長が必要。

2 復興特区制度の柔軟な運用

- 新規立地促進税制については、多額の初期投資や、再投資等準備金の積立など、様々な要件を全て満たす必要があり、この特例を活用できる事業者は限定的。
- 復興推進計画に定める事項は、東日本大震災特別区域法第 4 条第 2 項、同法施行規則第 4 条及び復興特別区域基本方針に概括的に定められているのみであり、計画審査における国の裁量が大きい状況。
- このため、審査過程で度重なる修正や緻密な追加作業を求められるなど、過度の事務負担が生じている状況。

【県担当部局】復興局 復興推進課、産業再生課

16 最終処分場の新設等に対する支援

《 要 望 事 項 》

1 最終処分場の新設等に対する財政支援

東日本大震災津波により発生した災害廃棄物や放射性物質汚染対策による覆土量の増加等により、本県内の廃棄物最終処分場の残余容量が減少していることから、県の公共関与の産業廃棄物最終処分場の後継となる処分場の整備費について、「産業廃棄物処理施設モデル的整備事業」の補助対象にするとともに、一般廃棄物最終処分場整備費に対し、財政支援を継続するよう要望します。

【現状と課題】

1 産業廃棄物最終処分場整備の支援

- 本県の産業廃棄物最終処分場（いわてクリーンセンター）は、災害廃棄物の埋立てや放射性物質汚染対処特措法への対応による覆土量の増加により埋立終了時期が早まり、平成32年度末に新たな処分場の整備が必要。
- 県では、平成25年3月に「産業廃棄物最終処分場整備基本方針」を策定し、整備候補地の選定を進め、平成27年3月には、八幡平市平館柁沢地区を整備予定地とし、同市と円滑な整備を推進するための確認書を取り交わすなど、新たな処分場の整備に向けた準備を進めているところ。
- しかし、現行の産業廃棄物処理施設モデル的整備事業の交付要綱では、施設の種類（処分場、焼却施設）ごとに「都道府県ごとに1つに限る」とされており、本県では、いわてクリーンセンターに当該補助を導入済みであるが、財政力の弱い本県においては整備資金の確保が大きな課題。

2 一般廃棄物最終処分場整備の支援

- 一般廃棄物最終処分場においては、放射性物質汚染対策による覆土量の増加により残余容量が減少し、拡張や新設が必要となっている状況。
- このため、循環型社会形成推進交付金事業に加えた手厚い財政支援が必要であり、また、用地選定や環境影響評価等に時間を要することを踏まえ、財政支援を一定期間継続することが必要。

【県担当部局】環境生活部 資源循環推進課、廃棄物特別対策室

17 直轄事業の着実な推進と全面的な財政支援

《 要 望 事 項 》

1 「復興道路等」の早期完成

三陸沿岸道路、東北横断自動車道釜石秋田線、宮古盛岡横断道路の復興道路等について、国の「東日本大震災からの復興の基本方針」に沿って着実に整備を進め、早期に全線完成するよう要望します。

2 津波対策のための防災施設等の早期復旧・整備

釜石港及び大船渡港の湾口防波堤について、早期の復旧完了に向け、確実に事業を推進するよう要望します。

また、久慈港湾口防波堤及び宮古港竜神崎防波堤についても、できる限り事業期間を前倒しのうえ、早期完成を図るよう要望します。

3 必要な予算の確保及び全面的な財政支援

被災地の早期復旧・復興に必要な予算を「復興枠」により別枠で確実に確保するとともに、復旧・復興に係る直轄事業負担金について、引き続き全面的な財政支援を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 「復興道路等」の早期完成

○ 県内の復興道路等の開通予定

開通予定	路 線	区 間	延長
平成 27 年度	三陸沿岸道路（吉浜道路）	(仮称)三陸 IC～(仮称)吉浜 IC	3.6km
	東北横断自動車道釜石秋田線 (遠野～宮守)	遠野 IC～宮守 IC	9.0km
	宮古盛岡横断道路(都南川目道路)	(仮称)川目 IC～(仮称)田の沢 IC	2.6km
平成 29 年度	三陸沿岸道路（山田宮古道路）	山田 IC～宮古南 IC	14.0km
	三陸沿岸道路（宮古田老道路）	(仮称)田老第2 IC～(仮称)田老北 IC	4.0km
	三陸沿岸道路（田老岩泉道路）	(仮称)田老北 IC～岩泉龍泉洞 IC	6.0km

開通予定	路 線	区 間	延長
平成 30 年度	三陸沿岸道路 (唐桑高田道路)	(仮称)唐桑北 IC～陸前高田 IC	10.0km
	三陸沿岸道路 (吉浜釜石道路)	(仮称)吉浜 IC～(仮称)釜石 JCT	14.0km
	三陸沿岸道路 (釜石山田道路)	(仮称)釜石 JCT～釜石両石 IC	5.6km
	三陸沿岸道路 (釜石山田道路)	(仮称)大槌 IC～山田南 IC	8.0km
	三陸沿岸道路 (久慈北道路)	(仮称)侍浜 IC～久慈北 IC	7.4km
	東北横断自動車道釜石秋田線 (釜石道路)	(仮称)釜石 JCT～(仮称)釜石西 IC	6.0km
	東北横断自動車道釜石秋田線 (遠野道路)	遠野住田 IC～遠野 IC	11.0km
平成 31 年度	宮古盛岡横断道路 (宮古箱石道路)	宮古市下川井地区	2.0km
	宮古盛岡横断道路 (都南川目道路)	(仮称)田の沢 IC～(仮称)手代森 IC	3.4km
平成 32 年度	三陸沿岸道路 (宮古田老道路)	宮古中央 IC～(仮称)田老第 2 IC	17.0km
	宮古盛岡横断道路 (宮古箱石道路)	宮古市藤原～(仮称)松山 IC	4.0km

2 津波対策のための防災施設等の早期復旧・整備

○ 県内の湾口防波堤等の復旧・整備予定

復旧・整備予定	施 設 名
平成 28 年度	大船渡港湾湾口防波堤
平成 29 年度	釜石港湾湾口防波堤
	宮古港竜神崎防波堤
平成 40 年度	久慈港湾湾口防波堤

3 必要な予算の確保及び全面的な財政支援

- 国が復興のリーディングプロジェクトとして位置付けている復興道路や復興支援道路の整備、本県の地域経済を支える港湾の復旧・整備に伴い、復興道路等と港湾を活用した新たな企業立地等の動きがあり、被災地の地域経済活動に再生の兆し。
- 久慈港では、再生可能エネルギー関連資材の新規取扱いの動きがあるほか、造船メーカーが事業を拡大し雇用が増大。
- 宮古港では、復興道路等の完成によるアクセス向上を見込み、カーフェリー航路の開設を予定。
- 釜石市では、釜石港と復興道路等を活用した流通面の優位性から、世界有数のソーラーパネル製造販売会社が物流拠点を設置するほか、空気圧機器メーカーが新たに工場を造成するなど、雇用が増大する見込み。
- 大船渡港の工業用地に立地意向を示す企業が増加。
- これらの動きを確実なものとし、被災地の産業・なりわいを再生させるため、復興道路等や港湾の復旧・整備に必要な予算について「復興枠」により別枠で確実に確保するとともに、復旧・復興に係る直轄事業負担金について、引き続き全面的な財政支援措置が必要。

《復旧・復興に係る本県の主な直轄事業の状況（災害復旧を除く）》

(単位：百万円)

	H24 当初		H25 当初		H26 当初		H27 当初	
	事業費	直轄負担金	事業費	直轄負担金	事業費	直轄負担金	事業費	直轄負担金
道路(復興道路等)	83,606	15,722	96,175	18,358	100,824	20,066	133,084	27,500
港湾(湾口防波堤等)	4,690	1,663	7,128	2,526	7,244	2,647	7,244	2,647

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室、道路建設課、港湾課

18 高田松原津波復興祈念公園への支援と国営追悼・祈念施設（仮称）及び重点道の駅「高田松原」の早期整備等

《 要 望 事 項 》

1 高田松原津波復興祈念公園の全区域の事業採択と全面的な財政支援及び技術的支援

「高田松原津波復興祈念公園基本構想」に基づいた復興祈念公園の実現に向けて、公園の全区域を復興交付金の基幹事業等として事業採択するとともに、整備が完了するまでの間、全面的な財政支援及び技術的支援を行うよう要望します。

2 国営追悼・祈念施設（仮称）の早期整備

復興の象徴となる国営追悼・祈念施設（仮称）について、県が陸前高田市に整備する高田松原津波復興祈念公園の核として、ふさわしい規模・内容で早期に整備するよう要望します。

3 一般国道45号重点道の駅「高田松原」の早期整備

重点道の駅「高田松原」は、復興祈念公園内に整備する三陸地域へのゲートウェイとしての機能や震災伝承機能などを有する重要な施設であることから、地域と連携を図りながら、地方創生の核として早期に整備するよう要望します。

【現状と課題】

- 国では、県が整備する復興祈念公園全体と、復興祈念公園内に設置する国営追悼・祈念施設（仮称）の基本構想を平成26年6月に公表。基本計画を検討するため、有識者委員会を平成26年8月に設置し、現在基本計画の検討を進めているところ。

《高田松原津波復興祈念公園基本構想に掲げる8つの基本方針》

- | | |
|------------------------|---------------------|
| ①失われたすべての生命（いのち）の追悼・鎮魂 | ②東日本大震災の被災の実情と教訓の伝承 |
| ③復興への強い意志と力の発信 | ④三陸地域に育まれた津波防災文化の継承 |
| ⑤公園利用者や市街地の安全の確保 | ⑥歴史的風土と自然環境の再生 |
| ⑦市街地の再生と連携したまちの賑わいの創出 | ⑧多様な主体の参加・協働と交流 |

- 東日本大震災津波の犠牲者への追悼と鎮魂や、日本の再生に向けた復興への強い意志を国内外に向けて示す復興の象徴として、国・県・市が一体となった取組が必要。

1 高田松原津波復興祈念公園整備事業の未採択区域の早期事業採択等

- 県では、公園整備に係る事業費の確保が最大の課題。
- 公園整備にあたっては、平成 26 年度に一部区域について復興交付金の効果促進事業として採択されたが、「高田松原津波復興祈念公園基本構想」に基づいた復興祈念公園の実現に向けて、公園の全区域を復興交付金の基幹事業等として事業採択することが必要。
- 復興の象徴となる「津波復興祈念公園」として整備するためには、全面的な財政支援が必要。

区 域	面積	主体	財源	備考
国道 45 号南側（気仙川左岸）	27ha	県	復興交	
国道 45 号北側（川原川～シボルロード）	4ha	県	復興交	復興庁に申請中
国道 45 号北側（運動エリア）	15ha	市	未定	市災害復旧で調整中
国道 45 号北側（定住促進住宅周辺）	6ha	県	未定	
気仙中周辺（気仙川右岸）	7ha	県	未定	
	59ha			

2 国営追悼・祈念施設（仮称）の早期整備

- 国では、基本計画の策定に向けとりまとめを進めているところ。
- また、平成 27 年度予算に「国営追悼・祈念施設整備事業（岩手県陸前高田市高田松原地区）（1 億円）」を計上し、基本設計、地質調査及び測量を実施するところであり、早期整備に向け確実な事業推進が必要。

3 一般国道 45 号重点道の駅「高田松原」の早期整備

- 観光の核となる観光施設等の被災・休止により、陸前高田市及び岩手県三陸沿岸地域の観光入込客数が減少。
- 高田松原津波復興祈念公園の基本構想において「当公園は、三陸沿岸道路の整備や道の駅の再整備と一体となり、三陸沿岸地域の観光や津波防災教育の拠点として交流人口の増加を促し、地域の活性化の原動力となる役割を担います。」としており、一般国道 45 号道の駅「高田松原」は、震災伝承機能と三陸沿岸へのゲートウェイとしての機能を有する重要な施設。
- これら 2 つの機能の充実を図るため国・県・市の連携を深めるとともに、国の総合的な支援が必要。併せて、地域振興を図るうえでも早期の整備が必要。

《観光入込客数の推移》

	陸前高田市	岩手県三陸沿岸地域 (洋野町～陸前高田市)
H22	約 95 万人	約 683 万人
H25	約 21 万人	約 626 万人

【県担当部局】 県土整備部 都市計画課
復興局 まちづくり再生課

19 災害復旧事業の事業期間延長及び確実な予算配分

《 要 望 事 項 》

1 災害復旧事業の事業期間延長及び確実な予算配分

災害復旧事業は、まちづくり等の進捗に応じて実施する必要があることから、事業期間の延長とともに、事業期間に応じて確実に予算配分するよう要望します。

【現状と課題】

- 通常、災害復旧事業の予算措置は発災から3年までに行われるが、東日本大震災津波に関する災害復旧事業は、概ね5年での完了を目指してきたところ。
- しかし、まちづくり計画等に関連する災害復旧事業は、住民との合意形成やまちづくりの進捗に合わせて実施する必要があることから、さらなる事業期間の延長が必要。

《参考》

復旧・整備する海岸保全施設等（県土整備部所管）の完成予定時期

完成予定年度	～H25	H26	H27	H28	H29	H30	計
河川・海岸数	16	1	27	9	7	5	65
うち災害復旧事業	15	0	15	5	6	1	42

【県担当部局】 県土整備部 河川課、砂防災害課、港湾課

20 津波対策施設に係る維持管理費等に対する財政支援

《 要 望 事 項 》

1 津波対策施設に係る維持管理費等に対する財政支援の確立

東日本大震災津波において、水門・陸閘等の閉鎖作業にあたった操作員が多数犠牲となったことから、水門・陸閘等は自動閉鎖システムによる遠隔操作化等を図る必要があります。

自動閉鎖システムによる遠隔操作化等に伴い、地方公共団体が負担する維持管理費、修繕費、更新費が増加することから、その軽減を図るため、財政支援を講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 東日本大震災津波において水門・陸閘等の操作員が多数犠牲となったことから、操作員の安全確保を図るため、自動閉鎖システムによる遠隔操作化、電動化を図る必要。
- 水門・陸閘等の統廃合や常時閉鎖化等を行ってもなお、自動閉鎖システムによる遠隔操作化が必要な水門・陸閘等が約 240 基に増加する見込。

《震災前後の操作・運用比較》

(県管理海岸(国土交通省所管、農林水産省所管)、市管理海岸(農林水産省所管)の合計)

単位：基

震災前		⇒	⇒			震災後 H26.12月現在		
施設数			削減	削減後 ①	新設 ^{※1)} ②	施設数(①+②)		遠隔
	遠隔					常時閉鎖 等 ^{※2)}		
773	35		約330	約450	約80	約530	約290	約240

※1) 新設：震災前の無堤区間の整備等、防潮堤延長の増に伴い新設となるもの

※2) 内訳(基)：フラップゲート化(約180)、常時閉鎖(約100)、その他(約10)

- 一方、これらを確実に稼働させるためには、施設整備後も電気料や点検費用、施設・設備の修繕費・更新費などが必要となるが、現行の財政支援は一部の費用しか補助・交付の対象とされていない状況。また、地方交付税制度において、道路、河川、港湾、漁港等は面積・延長を単位としてその費用が基準財政需要額に算入されているが、水門・陸閘等は算入されていない状況。
- 国では、平成26年6月に策定した「国土強靱化アクションプラン2014」において、大規模津波等による多数の死者を発生させない取組として、水門等の自動化、遠隔操作化を着実に推進することとしているもの。

《自動閉鎖システムによる遠隔操作化や電動化のために必要となる主な費用と現行の財政支援状況》

区分	主 な 内 容	現行の財政支援状況	
		有無	補助率等
整備費	<ul style="list-style-type: none"> ・通信施設（遠隔監視制御装置、情報処理装置、衛星通信装置、光通信装置 等） ・電源設備（配電・分電装置、非常用発電機 等） ・制御所建物（消防署・屯所 等） 	○	1 / 2 (※1)
修繕費・更新費		○	1 / 2 (※2)
維持管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・電気料 ・点検費用（保守定期点検、精密点検 等） 	×	—

※1 社会資本整備総合交付金（復興）、農山漁村地域整備交付金（地方負担は震災復興特別交付税で全額措置）

※2 国土交通省所管：特定構造物改築事業、海岸堤防等老朽化対策緊急事業、津波・高潮危機管理対策緊急事業
農林水産省所管：農山漁村地域整備交付金（海岸保全施設整備）

【県担当部局】 県土整備部 河川課

農林水産部 農村建設課、漁港漁村課

21 警察施設復旧に係る財政支援

《 要 望 事 項 》

1 警察施設復旧に係る財政支援

被災した警察施設については、都道府県警察施設災害復旧費補助金による財政支援を得て復旧を進めていますが、平成 27 年度中の復旧工事の完了が困難な状況にあることから、復旧が完了するまでの間、財政支援を継続するよう要望します。

【現状と課題】

1 都道府県警察施設災害復旧費補助金による復旧実績及び今後、復旧を要する施設(見込)

年度	施設数	施 設 名
平成 25 年度	3	平田駐在所、気仙駐在所、大船渡署長公舎
平成 26 年度	3	綾里駐在所、磯鶏駐在所、港町交番
平成 27 年度	5	高田幹部交番、高田職員宿舎、大槌交番、田老駐在所、小本駐在所
平成 28 年度	5	山田交番、山田職員宿舎、鶴住居駐在所、吉里吉里駐在所、大槌職員宿舎
平成 29 年度	5	釜石警察署、沿岸運転免許センター、交通機動隊沿岸分駐隊、大船渡駅前交番、赤崎駐在所

2 防災拠点である警察施設復旧への支援

- 東日本大震災津波では、警察署、交番、駐在所など多くの警察施設が被災し、復旧工事にあたっては、都道府県警察施設災害復旧費補助金制度を活用。
- 地域の防災拠点の早期復旧を目指しているが、移転候補地の造成工事の遅れ、移転候補地に設置中の応急仮設住宅の集約及び撤去が進まないなどの理由から、施設によっては復旧工事に着手すらいけない状況にあり、平成 27 年度までに復旧工事を完了させることが困難。

【県担当部局】警察本部 会計課

22 復興のために必要となる交通安全施設等の整備事業に係る財政支援

《 要 望 事 項 》

1 交通安全施設等の整備事業に係る支援の継続及び拡充

復興のために必要となる交通安全施設等の整備については、復興道路等の整備事業と一体不可分な事業であることから、財政支援の継続と拡充により県の負担を軽減するよう要望します。

【現状と課題】

1 復興道路等の開通予定

区 間	改 良 工 事 開 通 見 通 し					
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
三陸沿岸 道路	洋野～陸前高田 約213km					
	開通見通し区間	三陸IC～吉浜IC 3.6km		山田IC～宮古南IC 田老北IC～龍泉洞IC 20.0km	待浜IC～久慈北IC 7.4km	
東北横断 自動車道 釜石秋田線	花巻～釜石 約80km					
	開通見通し区間	遠野IC～宮守IC 9.0km			遠野住田IC～遠野IC 11.0km	
宮古盛岡 横断道路	盛岡～宮古 約100km					
	開通見通し区間	川目IC～田の沢IC 2.6km				

2 復興道路等の交通安全施設整備に要する経費（見込）

区 間	（単位 千円）			
	三陸沿岸道路	東北横断自動車道 釜石秋田線	宮古盛岡横断道路	合 計
平成27年度～	1,222,765	161,600	194,008	1,578,373

3 必要な予算の確保と全面的な財政支援

- 被災地域における土地区画整理事業等、復興交付金基幹事業に併せて整備する交通安全施設等については、県費負担の必要がない効果促進事業として整備することとしているところ。
- 復興道路等の整備に伴う交通安全施設等整備については、警察庁の「復興に必要となる交通安全施設等整備事業に係る国庫補助金取扱要綱」に定める国庫補助事業として、補助金の県費負担分が震災特別交付税で措置され、県費負担を生じない制度設計となっているものの、実際の契約額は補助金額を超過し、多額の県費負担を必要とする見込み。
- 復興庁から示された「平成28年度以降の復旧・復興事業のあり方」では、交通安全施設等整備事業費の一部自治体負担が導入される見込みであるが、復興道路等の安全確保のためには適時適切な整備が必要であることから、これまでと同様に全面的な財政支援を継続するとともに、補助金算定方法の見直し等による、県費負担の軽減が必要。

【県担当部局】警察本部 交通規制課

23 被災者の生活再建に対する支援

《 要 望 事 項 》

1 災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡充

みなし仮設住宅も含めた応急仮設住宅の供与期間延長に伴い、団地の集約や民間賃貸住宅の貸主の事情等により被災者が他の応急仮設住宅へ転居せざるを得ない場合の移転費用について、災害救助費の対象とするよう要望します。

2 被災者生活再建支援制度の拡充

被災者の住宅再建が十分に図られるよう、近時の工事単価の上昇に対応した被災者生活再建支援金の増額や震災復興特別交付税などの地方財政措置による支援の拡大のほか、半壊世帯も対象とするなど支援範囲を拡大するよう要望します。

3 個人の二重債務解消に向けた支援

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」による債務整理の成立割合は、相談件数の約2割と低調であり、住宅再建が進まない要因の一つとなっていることから、個人の住宅ローン等に係る二重債務問題の解決に向け、現行制度の効果的な運用や法整備を含む新たな仕組みの構築など、国による積極的な対応を要望します。

【現状と課題】

1 応急仮設住宅間の転居費用に対する支援

- 応急仮設住宅の団地の集約や民間賃貸住宅の貸主の事情等により、被災者がやむを得ず他の応急仮設住宅へ転居する場合であっても、被災者が移転費用を負担しなければならない状況。

2 被災者生活再建支援制度の拡充

- 現行制度では、全壊の場合、被災者生活再建支援金の支援額の上限は300万円であるが、住宅建設費が上昇していることもあり、住宅再建には不十分。

[例：1,000万円の住宅を建てる場合]

- ① 住宅取得に係る経費 1,000万円
 - ② 支援制度による補助等 515万3,000円
(内訳) 利子補給、新築補助(バリアフリー・県産材) 115万3,000円
被災者生活再建支援金 300万円、被災者住宅再建支援事業 100万円
- ①-②=484万7,000円(被災者自己負担額)

- 支給対象は、全壊(半壊解体含む)又は大規模半壊した世帯であるが、半壊世帯においても住宅再建のために多額の資金が必要。

3 個人の二重債務解消に向けた支援

- 応急仮設住宅から恒久住宅への移行が本格化する中で、個人の住宅ローン等に関する二重債務問題が被災者の生活再建に大きな障害。
- 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」による債務整理は、平成27年3月27日現在で5,525件の相談に対し、成立件数は1,209件(うち岩手県313件)、21.9%と低調。
- 東北財務局の調査において、当該制度の認知度が低いとの結果が出ているが、そもそも債権者である金融機関の全ての合意が必要であり、私的整理という仕組みに限界。
- 法整備を求める請願が県議会に提出され、採択されているところ。

【県担当部局】復興局 生活再建課

《 要 望 事 項 》

4 消費税率の引き上げに伴う被災地に配慮した対策の実施

平成29年4月に予定されている消費税率の引き上げによって被災地の経済の落ち込みや復興の遅れを招くことがないよう、引き上げ前から国において被災地に配慮した実効性のある対策を十分講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 消費税率については、平成26年4月1日より8%となり、さらに、平成29年4月1日より10%に引上げが予定されているところ。
- 消費税率引上げに伴う被災者支援策として、平成25年12月5日に閣議決定された「好循環実現のための経済対策」において、被災者の住宅再建に係る給付措置が講じられたところ。
- 復興を本格的に推進していく時期に、被災地に配慮した十分な対策が講じられないまま消費税増税といった負担が重くのしかかると、被災地の経済が落ち込み、復興の阻害要因となるおそれがあるところ。

【県担当部局】政策地域部 政策推進室

24 地域公共交通確保維持改善事業 における被災地事業の継続

《 要 望 事 項 》

1 特定被災地域公共交通調査事業の事業実施期間の延長

被災市町村における宅地造成や災害公営住宅の整備には相当の時間を要する状況であり、仮設住宅や仮設校舎等が相当程度解消されるまでは、引き続き、復興の進捗に応じた交通体系の見直しが必要であることから、事業実施期間を延長するよう要望します。

2 被災地域地域間幹線系統確保維持事業の特例期間の延長

沿岸市町村のほか内陸市町村においても、補助路線の輸送量が依然低迷している状況にあることから、本県全市町村を被災市町村に指定のうえ、特例期間を延長するよう要望します。

【現状と課題】

1 特定被災地域公共交通調査事業の事業実施期間の延長

- 被災市町村では、当該事業を活用し、仮設住宅居住者等の生活交通を確保。
- 当該事業の実施期間は、平成27年度までとされているが、被災市町村における嵩上げ等の宅地整備や災害公営住宅の整備には相当の時間を要する状況であり、今後も、まちづくりにあわせた生活交通を確保するための実証運行等が必要となることから、実施期間の延長が必要。

区 分	内 容
補助上限額	6,000万円（定額） ※H26年度から引上げ（H25年度までは4,500万円）
事業内容	仮設住宅と病院、商店、公的機関の交通確保のための調査及び実証運行（公共交通利用実態調査、デマンドタクシーや乗合バスの実証運行等）
補助対象期間	最大5年間（H23～27年度）
導入市町村	【10市町村】 ※補助対象市町村：沿岸12市町村 宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、野田村

2 被災地域地域間幹線系統確保維持事業の特例期間の延長

- 幹線バス路線を維持するため、バス事業者に対し運行欠損額の補助が行われているが、指定被災市町村においては、補助要件緩和などの特例措置。
- 特例措置の期間は、平成27年度までとされているが、指定被災市町村では、補助路線の輸送量が依然低迷している状況にあることから、地域の生活交通確保のため、特例期間の延長が必要。
- 指定被災市町村は、毎年度見直しのうえ指定され、指定を受けた市町村に関する路線は、輸送量要件緩和等の特例措置の対象となるが、被災市町村の指定にあたっては、沿岸12市町村だけでなく、内陸の市町村でも震災以降輸送量が低迷していることから全市町村の指定が必要。

【県担当部局】 政策地域部 地域振興室

25 被災した事業者、労働者・離職者への総合的な就業支援

被災地における「なりわい」の再生のためには、産業の振興と被災した事業者、労働者・離職者への総合的な就業支援が引き続き必要であることから、次のとおり要望します。

〈 要望事項 〉

1 事業復興型雇用創出事業の事業実施期間の延長等

正規雇用の確保に時間を要することから、平成 27 年度末までとされている「事業復興型雇用創出事業」の事業着手時期及び事業実施期間を延長するとともに、事業を継続実施できるよう交付金の追加交付を要望します。

また、再雇用された者や、新たに支給を受けることのできる事業所についての要件の緩和を要望します。

2 震災等対応雇用支援事業の事業実施期間の延長等

被災者支援業務等の継続が必要であることから、「震災等対応雇用支援事業」の事業実施期間を延長するとともに、交付金の追加交付を要望します。

【現状と課題】

1 事業復興型雇用創出事業

- 被災地における事業所の再開はかなり進んできているが、震災前の状態まで復旧した事業所は半数に満たず、本格的な復旧にはなお時間を要する状況。
- まちづくり計画との関係から事業再開に期間を要する事業者が多数いることから、事業着手が平成 28 年度以降となることや事業所の移転に伴う追加雇用が想定。
- 事業費の不足が想定されること。

2 震災等対応雇用支援事業

- 被災者のコミュニティ支援業務等の短期雇用に活用。
- 応急仮設住宅等の入居者割合は依然として高く、入居期間も長期にわたることが想定。
- 本県の復興実施計画では、平成 26 年度から平成 28 年度までを本格復興期間と位置付けており、平成 27 年度以降も被災者支援業務等の継続が必要。特に、被災者見守り業務や生活支援相談等、被災者に寄り添う業務の重要性は変わらず、その財源の確保が課題。
- 事業費の不足が想定されること。

[現行制度における要件]

- ① いずれの事業についても、平成 27 年度末までに事業を開始すること。
- ② 事業復興型雇用創出助成金の対象となる再雇用者の割合は 8 割までに制限。
- ③ 事業復興型雇用創出助成金を、平成 27 年度新たに支給を受けることのできる事業所は、直前の支給対象者の雇い入れから 1 年以内の事業所とされ、26 年度に比べ助成対象が限定。

【県担当部局】 商工労働観光部 雇用対策・労働室

26 医療提供施設や社会福祉施設の 復旧・復興に向けた支援

東日本大震災津波により、医療機関等が甚大な被害を受けた本県の沿岸市町村においては、今後、まちづくり計画の進捗等に伴い、医療・福祉の復興が本格化する局面を迎えます。

できる限り早期の復興が求められている一方で、地域の実情に応じた息の長い取組による支援が必要となっていることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 被災した医療機関の復興に向けた継続的な支援

被災した医療機関の復興に向け、これまで被災した医療機関の移転新築等に対する支援や、医師・看護師などの医療従事者の確保等に取り組んできたところですが、復興が完了するまで安定した財源の確保が必要であり、地域医療再生基金の設置期間の延長を図るよう要望します。

2 児童福祉施設等の復旧に対する支援継続

東日本大震災津波被害により、建物が全壊するなど甚大な被害を被った施設においては、復旧とともに移転を検討しているところですが、用地の確保等に時間を要していることから、平成28年度においても当該災害復旧事業を継続するよう要望します。

また、引き続き、「原形復旧」の原則にとらわれず、施設の移転等を認めるなど、被災地の実情に応じた弾力的な運用を図るよう要望します。

【現状と課題】

1 被災した医療機関の復興に向けた継続的な支援

- 地域医療再生基金を活用して、被災した医療機関の再建や、医師・看護職員修学資金の貸付を行っているが、現状では、平成 27 年度までが再生基金の設置期間。
- 医療機関の移転新築等の候補地がかさ上げや区画整理の対象となり、平成 27 年度までに移転新築等が困難な事例が発生。
- 即戦力医師招聘事業により招聘した医師（平成 23～26 年度：70 人）の今後の勤務継続の可否、また、平成 27 年度以降に予定されている沿岸部の被災した県立病院再建後の医師、看護師の確保見通しが不透明。
- 震災による精神医療等新たな医療ニーズも生じており、医師、看護師等医療従事者の確保が必要。
- 平成 27 年度以降も継続した支援が必要であり、基金の設置期間の延長（最低でも県の計画期間である平成 30 年度まで）が必要。

2 児童福祉施設等の復旧に対する支援継続

- 東日本大震災津波に伴う災害復旧事業は、実施期間が定められておらず平成 28 年度以降の取扱いが未定。
- 災害復旧は「原形復旧」が原則で、施設の移転にあたっては国と協議が必要とされているが、地域の実情に応じた弾力的な運用が必要。

【県担当部局】保健福祉部 子ども子育て支援課、医療政策室

27 基金等を活用した取組に対する継続的な支援

東日本大震災津波からの復旧・復興に向けた取組を継続して実施していくため、介護基盤緊急整備等臨時特例基金、被災者健康・生活支援総合交付金（地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業）、保育所等整備交付金、被災地心のケア支援体制整備事業費補助金、被災者健康・生活支援総合交付金（被災児童支援のための財政支援の継続）について、中長期的にわたる制度として安定した財源の確保を図るよう要望します。

《 要 望 事 項 》

1 介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用した取組に対する継続的な支援

応急仮設住宅における高齢者等の見守り体制の構築等復興に向けた取組を継続して実施していくため、介護基盤緊急整備等臨時特例基金を継続するよう要望します。

2 介護基盤緊急整備等臨時特例基金（被災地健康支援事業）を活用した被災者の健康支援の取組に対する財政支援の拡充

応急仮設住宅等の生活の長期化や災害公営住宅等への転居に伴う生活環境の変化等による健康状態の悪化が危惧されるところであり、被災者の健康支援対策やそれに従事する保健師等の専門職の確保等に引き続き取り組む必要があるが、介護基盤緊急整備等特例基金（被災地健康支援事業）の実施期間が平成27年度末までとなっていることから、平成28年度以降も中長期的に継続して活用できる安定した財源の確保を図るよう要望します。

併せて、当該事業の要件では災害公営住宅等へ転居した被災者への健康支援が対象外とされていることから、災害公営住宅等へ転居後の被災者に対しても健康支援が引き続き行えるよう対象者の拡大を要望します。

3 被災者の避難生活の長期化や住環境の変化に対応した被災者支援の充実

被災者の生活再建に向けた生活支援相談員による相談支援、福祉コミュニティの形成等の取組については、平成28年度以降も継続して中長期的に取り組む必要

があることから、被災者の心のケアや孤立防止などの取組を行う「地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業」について、中長期の制度とするとともに、被災県等の必要額が確保されるよう、国の全額負担のもと、十分な財政措置を講ずるよう要望します。

4 保育所整備に係る補助事業の恒久化

保育所整備に係る補助事業については、平成 27 年度から保育所等整備交付金により実施することとされたところであるが、被災地の復興に向けた保育所整備には相当期間を要し、被災による保育需要の変化に対応した整備については、今年度中の事業実施が困難であることから、当該事業を平成 28 年度以降も実施できるよう、安定した財源の確保を図ることを要望します。

5 被災者のこころのケア対策に係る補助制度の継続的な支援

被災者に対するこころのケアについては、中長期的に取り組む必要があることから、被災地心のケア支援体制整備事業費補助金を平成 28 年度以降も継続するよう要望します。

6 被災児童支援のための財政支援の継続

被災児童に対するこころのケア、親を亡くした子どもや養育者への相談支援、安全な遊びの機会を提供する取組等を継続するため、被災者健康・生活支援総合交付金による財政支援を現状どおり全額国費で負担するよう要望します。

【現状と課題】

- 基金の設置期限が平成 27 年度末までとされ、延長される場合であっても 1 年単位。
- 各交付金、補助金も 1 年限りとなっており、財源として不安定な状況であることから、中長期的な被災者支援の取組の見通しを立てることが困難。
- 特に、本県において生活支援相談員設置に係る財源であった緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）が平成 26 年度をもって終了したことに伴い、この代替措置として、国は「被災者健康・生活支援総合交付金」を創設したが、本県分の必要額が確保されておらず、また、今後、安定的な制度として運用されるか否か不透明な状況。

【県担当部局】保健福祉部 健康国保課、地域福祉課、長寿社会課、障がい保健福祉課、子ども子育て支援課

28 国民健康保険制度等における被保険者に係る一部負担金の免除及び保険料(税)の減免に対する財政支援

東日本大震災により被災した被保険者に係る一部負担金の免除及び保険料(税)の減免に係る財政支援は、平成24年10月1日以降、既存の国の財政調整交付金及び地方公共団体等の財政負担により行うこととされています。

被災者の生活は依然厳しい状況であり、また市町村等の保険者の財政状況も厳しいことから、次のとおり要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 一部負担金(利用者負担)の免除及び保険料(税)の減免に対する財政支援

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度及び障がい福祉サービス等において、被災した被保険者及び保険者等の置かれている厳しい状況を踏まえ、一部負担金(利用者負担)の免除及び保険料(税)の減免に要した費用について、平成24年9月末までの特別の財政措置と同様の十分な財政支援を講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 住家が全半壊したなどの一定の要件に該当する者の一部負担金の免除及び保険料(税)の減免措置について、減免に要した費用を全額(10/10)国が補填する特別な財政支援が、平成24年9月30日で終了し、平成24年10月1日から既存の特別調整交付金の仕組み(基準を満たした場合に8割を支援)に変更。
- 本県では、一部負担金の減免措置に対する財政支援については、被災者の医療及び福祉サービス(介護・障害)を受ける機会の確保に努める必要があることから、県内全市町村において、平成24年10月以降も引き続き減免措置が講じられるよう、県内統一した財政支援を実施。
- 保険料(税)の減免措置に対する財政支援については、国の特別調整交付金の基準を満たしておらず、県単独で支援を行うことは財政的に困難であることから、財政支援は未実施。

【県担当部局】保健福祉部 健康国保課、長寿社会課、障がい保健福祉課

29 市町村国民健康保険に対する財政支援の継続

東日本大震災津波の影響により、国保保険者の財政状況が悪化したことから、市町村が運営する国民健康保険について、医療費の増加に伴う医療給付費の負担増及び前期高齢者交付金の減少に伴う財政負担増に対し、一定の基準に該当する場合、国の特別調整交付金が追加交付されています。

市町村国保の財政状況は、依然として厳しい状況であることから、被災した保険者の置かれている状況を踏まえ、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 医療費の増加に伴う医療給付費の負担増に対する財政支援の継続

平成 24 年度から特定被災区域の保険者（市町村）に対して実施している「医療費の増加に伴う医療給付費の負担増」に対する財政支援（平成 25 年度から実施している岩手、宮城及び福島の被災 3 県の保険者に対する拡大分を含む。）を、平成 28 年度以降も継続して実施するよう要望します。

2 前期高齢者交付金の減少に伴う財政負担増に対する財政支援の継続

平成 25 年度から被災 3 県に対して実施している「前期高齢者交付金の減少に伴う財政負担増」に対する財政支援を、平成 28 年度以降も継続して実施するよう要望します。

【現状と課題】

- 特定被災区域の保険者（市町村）において、東日本大震災による医療給付費の負担増加額の割合が、当該年度の調整対象需要額の3%以上の場合、平成24年度から医療費の増加に伴う医療給付費の負担増加額の8/10以内の額が特別調整交付金として交付されているが、平成25年度から3年間、被災3県の保険者に限り、負担増加割合に応じて、この財政支援の割合が拡大交付。
- 東日本大震災に伴う失業者の一時的な加入等により市町村国保の前期高齢者加入率が減少したことに伴い、市町村国保に対する前期高齢者交付金が減少しているため、平成25年度から3年間、交付金の減少に伴う負担増加額の割合が、当該年度の調整対象需要額の3%以上の場合、財政負担増加額の1/2相当額が特別調整交付金として交付。
- なお、上記の特別調整交付金は、「その他特別の事情がある場合」のメニューとして、毎年12月に交付基準が厚生労働省から示されるものであり、被災3県に対する国の財政支援は、平成25年度から3年間限定とされているところ。

【県担当部局】 保健福祉部 健康国保課

30 教育の復興に対する支援

《 要 望 事 項 》

1 公立の学校施設・社会教育施設等の復旧整備に対する支援

被災地の公立の学校施設及び社会教育施設等においては、今後も災害復旧に向けた整備が必要となることから、引き続き震災復興特別交付税や東日本大震災復興交付金による全面的な財政措置を継続するよう要望します。

2 児童生徒の心のサポートに対する支援

被災により心にダメージを受けた児童生徒の心のサポートについては、中長期的な取組及び多様化するニーズへの対応が必要であることから、引き続きスクールカウンセラー（臨床心理士等）やスクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）等の派遣等に要する経費について、全面的な支援を継続するよう要望します。

3 復興教育の取組に対する支援

郷土を愛し、その復興・発展を支える人材を育成するため、復興教育の取組推進に対する全面的な財政支援を継続するよう要望します。

4 教職員の確保

被災した児童生徒の心のサポート及び学習支援等に対応するため、復興のための教職員の中長期的な加配措置を継続するよう要望します。

5 大学入試センター試験の被災地臨時会場での継続実施

大学入試センター試験については、平成 27 年度試験に引き続き、当面、岩手県立釜石高等学校及び大船渡高等学校を臨時会場として実施するよう要望します。

6 児童生徒の放課後の安全・安心な居場所の確保等に対する支援

被災児童生徒のための放課後の安全・安心な居場所の確保及び地域の教育力を活用した学習支援に対する全面的な財政支援を継続するよう要望します。

【現状と課題】

1 公立の学校施設・社会教育施設等の復旧整備に対する支援

- 被災地沿岸部の市町村立小中学校のうち移転を伴わない被災校の復旧整備については、平成 26 年度に完了したところであるが、移転する必要のある被災校の復旧整備が今後も見込まれるため、継続した財政支援が必要。
- 県立学校については、平成 26 年度に 1 校の校舎等の主要施設が完成し全ての学校の主要施設が整備されたが、今後も市町村の土地区画事業を見据えたグラウンドや部室の本整備が見込まれるため、継続した財政支援が必要。

《学校施設の復旧整備状況》

区 分	被災施設数	平成 26 年度末 復旧済施設	平成 27 年度末 復旧見込施設	平成 28 年度以降 復旧見込施設
小中学校	67 校	49 校	1 校	17 校
県立学校	19 校	19 校	0 校	0 校

- 公立社会教育施設等のうち移転を伴わない施設の復旧整備については、平成 27 年度にほぼ完了する予定であるが、移転する必要のある施設の復旧整備が今後も見込まれるため、継続した財政支援が必要。

《公立社会教育施設等の復旧整備状況》

区 分	被災施設数	平成 26 年度末 復旧済施設	平成 27 年度末 復旧見込施設	平成 28 年度以降 復旧見込施設
社会教育施設	60 施設	45 施設	10 施設	5 施設
文化施設	11 施設	9 施設	0 施設	2 施設
体育施設	54 施設	39 施設	4 施設	11 施設

2 児童生徒の心のサポートに対する支援

- 平成 26 年 9 月に実施した「心とからだの健康観察」の結果では、12 万 8 千人余の児童生徒のうち 11.9%が教育的配慮を必要としている状況。
- 「スクールカウンセラー等の派遣」や「心とからだの健康観察」については、国庫委託事業「緊急カウンセラー等派遣事業」により実施しているところであるが、阪神・淡路大震災の際においても、発災直後から 10 年程度心の健康について教育的配慮を要する児童生徒が多くいたことを踏まえ、中長期的な支援が必要。
- 児童生徒の抱えるストレスの質が、東日本大震災津波そのものから経済環境・居住環境等、児童生徒を取り巻く環境に起因するものへと変わってきていることから、福祉的な視点で支援するスクールソーシャルワーカー等の配置拡充が必要。

《スクールカウンセラー配置状況》

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
スクールカウンセラー人数 (配置校数)	67 人 (217 校)	63 人 (215 校)	63 人 (238 校)	63 人 (255 校)	64 人 (264 校)
巡回型カウンセラー人数 (配置校数)	5 人 (80 校)	8 人 (91 校)	11 人 (114 校)	13 人 (113 校)	13 人 (105 校)

※1 スクールカウンセラーは、全県の公立学校を対象とし、定期的に配置校を訪問

※2 巡回型カウンセラーは、被災地の公立学校を対象とし、ニーズに応じ軽重をつけた訪問

《スクールソーシャルワーカー配置状況》

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
配置教育事務所	4 事務所	4 事務所	4 事務所	6 事務所	6 事務所
配置人数合計	9 人	9 人	9 人	12 人	13 人

3 復興教育の取組に対する支援

- 「いわての復興教育」の全県的な推進のため、これまで、推進校の指定、教育プログラムの作成、副読本の作成などに取り組んでいるが、復興教育の着実な推進を図り、地域連携型の防災教育の展開など、さらなる特色ある復興教育活動の充実・発展を図るため、継続した財政支援が必要。

《国庫の配分状況－復興教育支援事業費》

	平成23年度～平成24年度(繰越事業)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
国予算枠	200,000千円	100,000千円	50,000千円	26,000千円
本県配分額	40,176千円	30,328千円	22,002千円	不採択

4 教職員の確保

- 平成23年度から、文部科学省からの震災加配を活用し、児童生徒の心のサポートや学習支援等、人的支援が必要な学校に対し教職員を配置。
- 震災後しばらく経ってからの発症が予想される心的外傷性ストレス障害（PTSD）等への対応のため、中長期的な加配措置の継続が必要。

《教職員の加配措置状況》

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
235人	227人	237人	247人	247人

※小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の合計

5 大学入試センター試験の被災地臨時会場での継続実施

- 大学入試センター試験の県立釜石高等学校、大船渡高等学校への臨時会場の設置については、平成24年度入試から、これまで4年間実施されてきたが、この措置は、被災地の大学進学を希望する生徒及び保護者にとって、経済的負担の軽減はもとより自宅からの受験が可能なことによる心理的負担の軽減など物心両面の支援となってきたところ。
- また、JR山田線は未だ復旧しておらず、沿線に住む生徒の通学の不便さが際だっているところ。

《過去4か年における大学入試センター試験の臨時会場での志願者数》

試験場	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
岩手県立釜石高等学校試験場	178人	186人	193人	192人
岩手県立大船渡高等学校試験場	283人	302人	309人	308人

6 児童生徒の放課後の安全・安心な居場所の確保等に対する支援

- 平成23年度から、被災児童生徒のため、国庫委託事業「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」を活用し、児童生徒の放課後の安全・安心な居場所の確保及び地域の教育力を活用した学習支援に対し、財政支援が講じられているところ。
- 沿岸被災地においては、災害公営住宅の整備に伴う転居や仮設住宅の集約等によって、日々状況が大きく変化しており、引き続き、学びを通じた地域コミュニティの再生に向け、中長期的な支援が必要。

《これまでの実施事業の実績》

	放課後子ども教室事業		学校支援地域本部事業		沿岸被災地での学習支援		
	市町村数	教室数	市町村数	本部数	市町村数	実施箇所数	登録人数
平成23年度	(23)	(110)	(16)	(40)	1	3	147
平成24年度	21	115	18	43	5	14	609
平成25年度	22	117	18	43	6	19	410
平成26年度	23	116	18	44	6	19	843

※ H23年度の「放課後子ども教室事業」及び「学校支援地域本部事業」は補助事業として実施

【県担当部局】教育委員会事務局 教育企画室、学校教育室、生涯学習文化課、教職員課

31 復興支援活動を行うNPO法人等への支援の継続

《 要 望 事 項 》

1 NPOの運営力強化を通じた復興支援事業の継続

復興支援活動に大きな役割を果たしているNPO法人等が継続的かつ安定的に活動できるよう、平成28年度以降も「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」を継続するよう要望します。

【現状と課題】

- 平成23年度に、新しい公共支援事業によりNPO法人等への活動費助成（10/10）が開始。同事業は平成24年度限りで廃止され、平成25年度から「復興支援活動を行うNPO等への支援」という新しいスキームで被災3県を対象とする新規事業を措置。
- 当該事業は、平成27年度についても継続実施されることになったが、現状では単年度事業とされていることから、今後、財政基盤の脆弱なNPO法人の復興支援活動に支障が生じることを懸念。

	平成23・24年度	平成25年度	平成26・27年度
事業名	新しい公共支援事業	NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業	NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業
負担割合	国：10/10	国：20/30 県：7/30 事業主体：3/30	国：20/30 県：4/30 事業主体：6/30

【県担当部局】環境生活部 若者女性協働推進室

32 水産業の復旧・復興支援

〈 要 望 事 項 〉

1 漁業と流通・加工業の一体的な再生

- (1) 漁業担い手の確保・育成に向けた支援を継続・拡充するとともに、新規漁業就業者の確保に向けた住居、漁船、漁具等の初期投資への支援策を創設するよう要望します。
- (2) 販路の回復や新規開拓、漁獲から流通、加工までの一貫した新たなビジネスモデルの構築など、水産流通加工事業者に対する支援を継続・拡充するよう要望します。
- (3) 本格復興が果たされるまでの間、地域の復興状況に応じた養殖施設等の生産基盤の追加整備など、生産力の回復に必要な施設等の整備に対する支援を継続するよう要望します。

【現状と課題】

1 担い手の確保・育成に向けた支援

- 漁業センサスによると、県内漁業就業者数は東日本大震災津波前の約6割まで急激に減少しており、水産業の復旧・復興を図るためには担い手の確保・育成を一層、推進していくことが必要。

	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年
漁業就業者数	10,472 人	9,948 人	6,289 人

2 販路の回復に向けた支援

- 県の被災事業所復興状況調査によると、売上等の業績が震災前を下回っている水産加工事業所が7割強を占めていることから、水産物の販路回復・拡大に向けた支援を継続していくことが必要。

3 施設等の整備に対する支援

- 被災した漁船や養殖施設、水産業共同利用施設等の復旧に関しては、生産の再開を果たした漁業者や漁協等の希望を概ね満たす水準まで整備が進んだが、養殖施設数は震災前の約6割に止まるなど、漁業就業者の減少も含め地域の生産力は震災前よりも減退していることから、生産力の回復を図るためには、担い手の確保・育成と併せて養殖施設を追加整備していくなど、地域の復興状況に応じた息の長い支援を継続していくことが必要。

<参考> 継続・拡充の基礎となる国の事業

- 担い手の確保・育成に向けた支援：漁業復興担い手確保支援事業

- 販路の回復に向けた支援：復興水産加工業販路回復促進事業、国産水産物流通促進事業
- 施設等の整備に対する支援：水産業共同利用施設復旧整備事業など

【県担当部局】農林水産部 水産振興課

《 要 望 事 項 》

2 サケ及びアワビ等栽培漁業の再生

- (1) 震災の影響により減少又は中断したサケ・アワビ等の種苗放流について、生産量の回復によって漁業者・漁協が経費を負担することができるようになるまでの間、これらの経費への支援を継続するよう要望します。
- (2) 減少している本邦系サケ資源の回復を図るため、資源変動要因を解明し、稚魚生産・放流技術の改善策等を講じるとともに、サクラマス等の新たな資源を造成するための経費への支援を要望します。

【現状と課題】

1 サケ・アワビ等の種苗生産・放流に要する経費への支援

- 種苗生産施設の被災によって種苗放流が減少又は中断したことや、資源加入前の若齢個体が津波の影響で減耗したことにより、サケは少なくとも平成 29 年度まで、アワビは 33 年度まで震災の影響による資源の減少が続くものと予想。
- サケ・アワビ等の放流事業主体である各漁協は、東日本大震災津波の復旧・復興事業による多額の負債を抱えている状況。
- これに加えて、燃油や飼料の高騰、電力料金の値上げ等により、サケ・アワビ等の種苗生産・放流に要する経費が増大しており、各漁協による自立的な種苗生産・放流体制を再構築するためには、本県の水産業が震災前の水準に戻るまでの間、国による支援の継続が必要。

2 本邦系サケ資源の変動要因の解明

- 本県のサケ回帰率は、かつて 3～5%で推移していたが、平成 11 年度～21 年度は 2%前後、22 年度以降は 1%前後と低迷。
- サケ回帰資源の減少は、サケを収入源の要としている各漁協の経営悪化に繋がり、漁協を核とした漁業・養殖業の復興を妨げる一因となることから、サケ資源の変動要因を解明し、稚魚生産・放流技術の改善等の対策を構築する必要。
- 春季の来遊資源であるサクラマスは、高単価で市場取引されており、秋季のサケ漁獲量が低迷しているなか、サケの収入を補完する栽培漁業の対象種として各漁協が有望視していることから、種苗生産・放流に要する経費に対する国による支援が必要。

【県担当部局】農林水産部 水産振興課

《 要 望 事 項 》

3 漁港等の復旧・整備

- (1) 震災からの復旧・復興のためのまちづくりとして地方公共団体が決定した海岸保全施設の新設に係る地方負担分について、震災復興特別交付税による全面的な財政支援を継続するよう要望します。
- (2) 災害復旧事業について、まちづくりなど関連する他事業との調整が必要なことから、事業期間の延長を図るよう要望します。

【現状と課題】

- 整備する防潮堤高が高くなったこと等により、13 地区で防潮堤等の新設が必要。
- 防潮堤等の整備に係る平成 28 年度以降の事業費は概ね 150 億円であり、県及び市町村の負担が増大。
- まちづくり計画との調整等に時間を要することから、事業進捗に対応した事業期間の延長が必要。

【県担当部局】農林水産部 漁港漁村課

33 地籍整備関係予算の措置

《 要 望 事 項 》

1 地籍整備関係予算の措置

地籍調査の成果は、各種事業の土地に関する基礎資料として多方面に活用されている重要性を踏まえ、調査の進捗が大きく遅れている沿岸部の被災市町をはじめ、本県市町の要望に応えられるよう、引き続き復興対策予算（東日本大震災復興特別会計）を確保するとともに、十分な予算を措置するよう要望します。

【現状と課題】

- 平成 24 年度から平成 26 年度までは要望に対し満額措置されてきたところ。
- 進捗が遅れている沿岸市町では、平成 28 年度以降も平成 27 年度と同程度の事業量が見込まれるところ。
〔特に進捗が遅れている市町：宮古市 38%、釜石市 56%、大槌町 44%、山田町 39%（県平均 84%）〕
- 沿岸市町村の調査を進捗させるためには、平成 28 年度以降の復興対策予算（東日本大震災復興特別会計）の確保が必要。

《地籍調査事業（当初）の割当実績及び今後の見込み（事業費ベース）》

年	H24	H25	H26	H27	H28（見込み）
調査面積	38k m ²	38k m ²	43k m ²	46k m ²	46k m ²
うち震災分	17k m ²	17k m ²	27k m ²	28k m ²	28k m ²
事業費 （県要望額） 〔充足率〕	495 百万円	496 百万円	529 百万円	535 百万円 (575 百万円) 〔93%〕	575 百万円
うち震災分 （県要望額） 〔充足率〕	158 百万円	158 百万円	220 百万円	239 百万円 (333 百万円) 〔72%〕	333 百万円

【県担当部局】 農林水産部 農村計画課

34 被災企業等への支援策の継続

被災地においては、区画整理事業等まちづくりの進捗にあわせて、今後、本格復興に着手する事業者が多数見込まれることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の継続

被災事業者の施設・設備の復旧を支援するため、平成 28 年度以降も、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業を継続するよう要望します。

また、既に交付決定した事業者について、複数年度にわたって事業実施できるよう必要な予算措置を講じることを要望します。

2 二重債務問題解決のための支援策の継続

被災事業者の二重債務問題の解決に向け、引き続き債権買取支援等を行うため、平成 28 年度以降も産業復興相談センター及び東日本大震災事業者再生支援機構による支援を継続するよう要望します。

3 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の柔軟な対応等

(1) 被災地における商業機能の早期回復に大きな役割を果たすことが期待される商業施設等復興整備補助事業について、市町村長等が策定する「まちなか再生計画」の認定にあたり、被災地の実情に応じて柔軟に対応するとともに 5 億円とされている補助金交付上限額を引き上げるよう要望します。

(2) 産業振興による雇用創出に大きな効果が期待される製造業等立地支援事業について、被災地における産業復興の実情に応じ、平成 28 年度以降も補助制度を継続するとともに、人材の確保を目的とした社宅等の整備も補助対象に加え、復興に必要な期間を通じて十分な予算を確保するよう要望します。

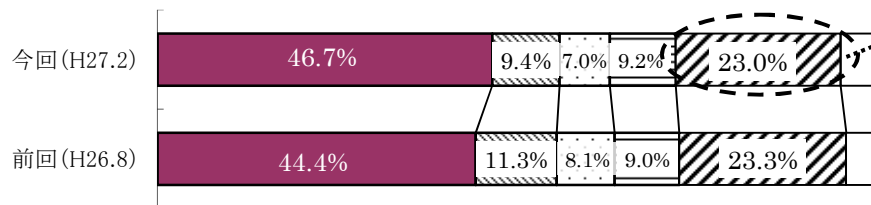
4 仮施設有効活用等助成事業の要件緩和

仮施設有効活用等助成事業の対象は、完成後「5 年以内」の施設とされていますが、地域の実情に応じて 5 年を超える施設も助成対象とするよう要望します。

【現状と課題】

《被災事業所復興状況調査（事業所の復旧状況）》

- 1.ほぼ震災前の状態に復旧した(630)
- 2.およそ3/4程度復旧した(127)
- 3.およそ半分復旧した(94)
- 4.復旧度は1/4程度未満(124)
- 5.仮設店舗・事務所で再開(310)
- 99.未回答(64)



仮設店舗等で再開
⇒ これらの多くは本設移行の際に補助事業の活用が見込まれる

1 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の継続等

- 区画整理事業を予定している地域では、建物の着工が平成28年度以降とならざるを得ない事業者も多く、県に対してグループ補助事業の継続実施の要望が寄せられていること。
- 再交付の手続を行うためには、毎年度、そのための予算措置が必要。

《グループ補助金の交付決定状況》

区分	事業者数	交付決定額
H23	30グループ 295者	437億円
H24	65グループ 864者	316億円
H25	16グループ 85者	29億円
H26	10グループ 25者	8億円
合計	121グループ 1,269者	790億円

《グループ補助金の繰越・再交付の状況（H26⇒H27（県予算ベース））》

	件数	金額
明許繰越	25件	8億円
事故繰越	61件	19億円
再交付	194件	81億円

事故繰越を行ったもののうち、H27年度内に事業完了しないものに対して、H27年度末に再交付手続が必要。

2 二重債務問題解決のための支援策の継続

- 産業復興相談センター等の事業継続には運営費など国の予算措置が必要。

《産業復興相談センターの支援状況（平成27年3月末累計）》

相談企業数	左記のうち主な対応			債権買取等支援に向けた検討・作業中
	債権買取	長期返済猶予	新規融資	
728	100	43	21	26

《東日本大震災事業者再生支援機構の支援状況（平成27年3月末累計）》

相談件数	支援数	支援の内訳			支援決定に向けた最終調整件数
		大口	中口	小口	
443	143	4	43	96	19

※大口：借入金10億円以上、中口：借入金1～10億円未満、小口：1億円未満

3 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の柔軟な対応等

《商業施設等復興整備補助事業》

- 補助採択の前提として、「まちなか再生計画」の国の認定が必要であるが、その認定基準が多岐にわたっており、市町村等における策定作業に相当の労力や時間を要することが見込まれる状況。

「まちなか再生計画」の認定基準
周辺住民等に必要な各種施設、商業施設や戸建店舗の配置、区域内の動線確保、回遊性、滞留性 等

- 被災前の施設規模や資材価格の大幅な高騰等の影響により、補助金の所要額が5億円を超える事例があること。

《製造業等立地支援事業》

- 被災地では、有効求人倍率の上昇により人材確保に苦慮している状況。
- 被害の甚大な地域では、住宅再建や市街地エリアの形成に先行して取り組んでおり、産業用地の確保には相当の期間を要する状況。
- 人材確保の一環として従業員向け社宅整備等を検討する事業者があるものの補助対象外。
- 被災地に制度の効果が十分浸透するよう、事業期間の延長、補助対象の拡大及び予算の確保が必要。

4 仮施設有効活用等助成事業の要件緩和

- 地域によっては、区画整理事業の終了年次までに移転先の造成が完了しない等の理由により、5年経過後に撤去を要する仮施設が見込まれること。

【県担当部局】 商工労働観光部 経営支援課、企業立地推進課
農林水産部 団体指導課

35 被災地における産業人材の確保

被災地では、まちづくりなどの復興事業や産業復興が本格化する中で、有効求人倍率の高止まりや人口減少が続き、人材の確保が困難な状況にあります。特に、基幹産業である水産加工業では、その影響により業績回復の遅れが生じていることから、水産加工業をはじめとした各分野において、地域内のみならず地域外からも産業人材を確保していくため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 人材確保に向けた取組の充実

被災地の産業人材の確保については、被災地域だけの取組では限界があることから、被災地の産業復興の実現に向けた「新しい東北」官民連携推進協議会において取り組むなど、国レベルで総合的かつ強力で押し進めるよう要望します。

2 被災地における外国人技能実習生の受入れ拡大等

外国人技能実習生の受入れは、地域における産業人材の確保にも一定の効果があることから、その受入れ人数の拡大を図るため、外国人技能実習制度見直しの早期実現及び構造改革特別区域制度の柔軟な運用を要望します。

併せて、建設分野において講じられた外国人材の活用に係る緊急措置に準じ、被災地の雇用情勢に対応した措置を講じるよう要望します。

3 産業人材確保に必要な宿舎整備等への支援

地域外からの人材の受け入れにあたって、住居の確保が大きな課題となっていることから、中小の事業所が行う宿舎の整備や確保に要する経費について、県や市町村が支援するにあたり、国においても支援策を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 被災地における雇用情勢等

- 震災後、復興需要の高まり等により、被災地では有効求人倍率が1倍を大きく上回る状況が続くなど人材不足が深刻。
- 事業を再開した事業所の多くでは、「販路の喪失」、「業績の悪化」とともに「労働力の確保」が課題。

2 人材確保に向けた取組の充実

- 被災地では生産年齢人口の減少により人材の確保が困難となっており、販路があっても労働力不足により売上が回復しない事業所も多い状況。
- 地方公共団体では、本県出身者へのアプローチや大手就職情報サイトを活用した情報発信への支援などのU・Iターンの取組を実施。
- 人材確保が販路拡大と並ぶ課題と位置付け、総合的かつ強力な取組が必要。

3 外国人技能実習生の受入れ拡大等

- 被災地の水産加工業は、地域の重要な産業人材として外国人技能実習生を受け入れてきた実績があり、震災後は復興に必要な人材として一層重要性が高まってきていることから、受入枠の拡大等が必要。

(1) 外国人技能実習制度の見直しの早期実現

- 国が平成26年6月に示した『日本再興戦略』改訂2014における外国人技能実習制度の見直し方針に基づき、関連法案が国会に提案されていることから、早期の成立及び現場の実情に即した技能実習期間の延長や受け入れ人数枠の拡大などの実現が必要。

(2) 構造改革特別区域制度の柔軟な運用

- 構造改革特別区域制度において、「外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業」として、常勤の職員数が50人以下の企業の受入枠を「3人」から「6人」とすることができる特例が設けられており、本県においても宮城県と共同で申請したが、監理団体における適切な受入実績を求める要件（失踪や不法残留した事例がないこと等）に適合しないため、調整した10事業者中1事業者の認定にとどまっている状況。
- 監理団体や実習実施機関の責めに帰すべき理由がない失踪については、認定要件を満たさない事由としないなど、制度の柔軟な運用が必要。

(3) 外国人材の活用に係る緊急措置

- 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による建設需要の増大に対応するため、建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置が講じられているもの。
- 被災地についても、震災により発生した雇用環境などの特別な事情に対応し、建設分野に準じた制度を東日本大震災復興特別区域法等により創設するなど、外国人材の活用を図ることができる緊急かつ時限的な措置が必要。

4 産業人材確保に必要な宿舍整備等への支援

- 平成27年3月31日現在、まちづくり（面整備）事業による供給予定の宅地8,237区画のうち、完成は1,012区画（12.3%）にとどまるなど、まちづくりの進捗が民間の賃貸住宅等の整備にも

影響を及ぼし、被災地の住宅不足は深刻な状況であり、外国人技能実習生やU・Iターン等により、地域外からも産業人材を求めるにあたって、大きな課題。

- 本県では、水産加工業者が新たに人材を確保するために行う宿舍の整備等について、市町村と協調して補助する制度を創設したところであり、こうした取組を復興交付金に位置づけるなど、明確な財源措置が必要。

【県担当部局】復興局 産業再生課

36 JSTによるマッチングプランナー制度の拡充等

《 要 望 事 項 》

1 JSTによるマッチングプランナー制度の拡充等

マッチングプランナーが、被災地企業と県内外の研究機関及び支援機関を結びつけ、復興イノベーションを通じた「なりわい」の再生に取り組んできたことから、平成27年度に予算措置したマッチングプランナー制度により、本県にこれまでと同等以上の人数を配置するよう要望します。

併せて、被災地における更なる産業の集積、高度化、競争力強化を図るため、地域特性を踏まえた研究推進拠点を設置するよう要望します。

2 JSTによる産学共同研究等の支援に係る事業の創設

本格化する被災地企業の復興を加速化するため、産学共同研究等を支援する事業を創設するよう要望します。

【現状と課題】

1 JSTによるマッチングプランナー制度の拡充等

- 産学共同研究を通じた新技術導入を試みる被災地企業と全国の大学等研究者とのマッチングを図り、研究開発の企画から実施、更には支援制度や支援者への橋渡しを行うマッチングプランナー制度は、被災地復興において、今後も極めて重要な取組。
- 同センターは、農林水産業（水産加工、農産加工）や製造業、環境・エネルギー、情報通信等の幅広い分野にわたる被災地ニーズに対応したマッチングプランナーの活動を通じて、新技術導入等において諸機関と連携し、産学官金連携のハブ機能を果たしているところ。
- これらの成果や実績を踏まえ、研究開発や新製品等の開発、事業化を促進するため、地域イノベーションを強力に推進する人材の配置（マッチングプランナー）が必要。
- 更なる産業の集積、高度化、競争力強化を図るため、ものづくりや農水産・バイオなど広範にわたる科学技術分野を対象とした研究拠点の形成が必要。

2 JSTによる産学共同研究等の支援に係る事業の拡充

- 平成26年度で新規公募を終了した復興促進プログラムは、被災地企業の復興を加速する極めて重要な取組。

《JST 復興促進センター盛岡事務所における県内企業の課題採択状況》

H24	H25	H26	合計
56 件	25 件	11 件	92 件

- 復興促進プログラムの実施により、県内企業において多くの雇用（研究開発要員や研究開発テーマである新規事業の立ち上げに伴う雇用など）が創出され、県内に定着。また、事業化が本格化することにより更なる雇用増が期待。
- 被災地企業については、依然として、震災前の水準に戻っていない状況であり、本格的な復興の取組に時間を要する企業が多く、「なりわい」の再生には中長期にわたる継続的な取組が重要。

【県担当部局】政策地域部 科学 I L C 推進室

37 観光復興に向けた支援策の拡充

観光客入込数は県全体では概ね震災前の水準まで回復したものの、被災した沿岸地域では震災前の約8割にとどまっています。また、訪日外客数が過去最高を記録するなかで、本県の外国人観光客数は震災前の約8割にとどまっていることから、誘客促進などについて、財政的な支援を含め総合的な支援措置を講じるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 沿岸地域の誘客促進への支援

沿岸地域への誘客を促進するため、震災学習を中心とした新たな観光地づくりや、内陸の主要観光地等から沿岸へ観光客を誘引するための二次交通の充実などに対し、新たな補助制度の創設を含めた総合的な支援を講じるよう要望します。

2 海外からの誘客促進への支援

海外からの誘客を促進するため、本県を含む東北へのプロモーションを重点的に実施するとともに、東北全域への広域回遊を促進するための二次交通の充実などの受入態勢の整備に対し、新たな補助制度の創設を含めた総合的な支援を拡充するよう要望します。

【現状と課題】

1 沿岸地域の誘客促進への支援

- 観光客入込数は、県全体では概ね震災前の水準に回復しているものの、被災した沿岸地域は震災前の約8割にとどまっている状況。
- 本県は県土が非常に広く、二次交通が不十分であり、内陸から沿岸地域への観光客の誘導が進んでいない状況。

2 海外からの誘客促進への支援

- 訪日外客数が過去最高を記録し1,341万人を突破するなかで、本県を含む東北地域に対しては未だに放射能の風評被害が根強い市場があり、観光客の回復スピードが遅い状況（本県の外国人延べ宿泊者は、震災前の約8割）。

観光客入込数(延べ)H26.4-12月対H22同期比



※沿岸は久慈地域を含む。県北は二戸地域のみ。

38 いわて花巻空港と名古屋圏を結ぶ 航空路線の維持・拡充

《 要 望 事 項 》

1 いわて花巻～名古屋小牧路線の維持・拡充に向けた全面的支援

本県と名古屋圏を結んでいる「いわて花巻～名古屋小牧路線」の維持・拡充に向け、継続的かつ全面的な支援を行うよう要望します。

【現状と課題】

- 平成23年5月からFDA（フジドリームエアラインズ）によって運航されている「いわて花巻～名古屋小牧路線」は、本県の経済・産業の振興や、世界遺産に登録された平泉をはじめとする観光振興にも大きく寄与しており、東日本大震災津波からの復興に向け非常に重要であることから、当該路線の維持・拡充に向け国の全面的な支援が必要。



【県担当部局】 県土整備部 空港課

39 将来の大規模災害に備える仕組みの構築

東日本大震災津波からの復旧・復興にあたっては、応援職員の確保や事業用地の取得など、これまでに経験のない大きな課題に直面しながらも、その解決のために知恵を絞り取組を進めているところですが、本県を取組や経験を日本全体で共有し、将来の大規模災害に備える仕組みが構築されるよう、次のとおり提案します。

《 要 望 事 項 》

1 大規模災害に備えて必要な職員を確実に確保する仕組みの構築

災害対策基本法（昭和36年法律第233号）や大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づく職員派遣制度が有効に機能するよう、国と地方の事前協議による職員派遣ルールの設定や、復旧・復興期に不足が見込まれる技術職員等を確保・育成する体制の整備など、必要な職員を迅速かつ確実に確保できる仕組みを構築するよう提案します。

2 復興に要する土地等の私有財産制限のあり方検討

大規模災害においては、迅速な復興そのものが重要な公共の利益であり、復興を進める前提として用地取得が必要です。

将来、発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下型地震などの大規模災害時において迅速に復興することができるよう、復興に係る公共の利益の増進と土地等の私有財産の制限のあり方などについて、幅広い議論・検討を進めるよう提案します。

【現状と課題】

1 大規模災害に備えて必要な職員を確実に確保する仕組みの構築

- 被災自治体が個別に派遣要請を行う形では、必要な職員確保が難しい状況。特に、漁港や港湾、橋梁事業など全国的に職員数が少ない分野において人員確保が困難。

《岩手県における職員確保状況》

年度	正規職員	任期付職員	他県応援職員	再任用職員	合計	不足数
H24	88人	88人	139人	36人	351人	▲59人
H25	108人	171人	163人	44人	486人	▲105人
H26	133人	77人	170人	59人	439人	▲72人
H27	137人	60人	172人	93人	462人	▲145人
増減	+4人	-17人	+2人	+34人	+23人	—

《市町村における職員確保状況》

年度	必要数	確保数	不足数	確保率
H24	366人	321人	▲45人	87.7%
H25	628人	596人	▲32人	94.9%
H26	737人	697人	▲40人	94.6%
H27	779人	726人	▲53人	93.2%
増減	+32人	+59人	—	—

2 復興に係る土地等の私有財産制限のあり方検討

- 復旧・復興のためには、膨大な数の事業用地を迅速に取得することが必要。

《県事業関係》（平成27年3月末現在）

地区数	契約予定件数	うち懸案件数					合計
		所有者不明	行方不明	共有・相続未処理 (複数所有者)	抵当権等	重複調整	
166	4,433	10	20	175	585	△48	1,287

※用地取得が必要な173地区のうち、166地区について権利者調査を実施済（上表はその内訳）。

※市町村事業については、県事業の3倍程度の契約予定件数が見込まれるが、ほぼ同エリアでの事業となることから、懸案件数も同様の傾向。

【県担当部局】 政策地域部 市町村課
 総務部 人事課
 復興局 まちづくり再生課

40 災害時における要配慮者の支援

東日本大震災津波においては被災者の避難所生活が長期間に及び、要配慮者に対する福祉・介護サービスの提供や相談支援等の適切な対応、避難所環境の改善など、様々な福祉的課題への対応の必要性が強く認められたところですが、災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるものの、「福祉（介護を含む。）」に関する規定はなく、事前に明確となっていない事項が多いことから、被災自治体の要請を受けて派遣された福祉・介護等の専門職員による支援について、経費負担等の具体的取扱いに苦慮したところです。

ついては、災害時における要配慮者の支援体制を充実させるため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 災害救助法における救助の種類への「福祉」の追加

災害救助法第4条第1項の「救助の種類」に「福祉（介護を含む。）」を規定し、災害時における高齢者、障がい者等の要配慮者への福祉的支援が、災害救助の基本施策の一つであることを明確にするよう要望します。

また、同法第7条の「救助に従事させることができる者」に「福祉（介護）関係者」を明記し、必要な経費について災害救助費による支弁が可能であることを明確にするよう要望します。

2 災害派遣福祉チームの制度化

災害時に避難所や福祉避難所において、要介護高齢者や認知症高齢者、障がい者等の要配慮者個々の状態に応じた介護など、緊急に必要な支援の把握・調整を行うとともに、要配慮者にとって良好な避難環境の整備・調整や介護、相談援助などを担う、社会福祉士や介護福祉士、介護支援専門員等の専門職員で構成する「災害派遣福祉チーム」の制度化と併せ、全ての都道府県において当該チームを派遣・調整するシステムを早急に構築するよう要望します。

【現状と課題】

1 災害救助法における救助の種類への「福祉」の追加

- 災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるものの、「福祉（介護を含む。）」に関する規定はなく、位置付けが不明確。
- 東日本大震災津波においては、県内福祉専門職能団体が行った要配慮者の支援のうち、避難所及び福祉避難所における活動とみなされたものは、避難所設営に係る経費として後付けで整理され、災害救助費から支弁されたところ。

2 災害派遣福祉チームの制度化

- 本県においては、東日本大震災津波の経験を踏まえ、平成 25 年度に全国に先駆けて「災害派遣福祉チーム」を設置し、チーム派遣の仕組みを構築。
- 全国の相互応援体制の構築及び財源負担が課題。

【県担当部局】 保健福祉部 地域福祉課

41 広域防災拠点整備に対する財政支援

《 要 望 事 項 》

1 広域防災拠点整備に対する財政支援

本県では、東日本大震災津波の教訓を踏まえて、大規模災害時に支援拠点となる広域防災拠点の整備を進めていますが、既存施設の活用に加え、新たな施設等の整備も必要となることから、財政支援を講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 本県では、平成 25 年 2 月に、広域防災拠点の整備に関する考え方を定めた「岩手県広域防災拠点整備構想」を策定し、広域防災拠点を、本県が被災した場合のみならず、隣接県等が被災地となった場合においても、自衛隊等の活動拠点や物資供給等の拠点として機能するものと定義。
- 平成 26 年 3 月には、広域防災拠点の配置箇所を定めた「岩手県広域防災拠点配置計画」を策定。既存施設の活用を前提としているが、備蓄倉庫や通信設備など新たな施設や設備が必要であり、多額の事業費が見込まれること。
- 災害応急対策に必要な機能を集約した新たな防災拠点施設の整備について、中長期的な課題に位置付けたうえで、引き続き検討を進めていくこととしていることから、新たな防災拠点施設の整備に対する財政支援措置の創設が必要。

《参考 1：既存施設の活用を前提とした本県の広域防災拠点整備までのスケジュール》

年 度	実 施 項 目
平成 25 年度～26 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域防災拠点配置計画の策定 ・ 災害備蓄指針の策定 ・ 広域防災拠点運用マニュアルの作成等
平成 26 年度～30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域防災拠点の整備（既存施設を活用する場合、運用に支障がでないよう、衛星携帯電話を配備するほか、備蓄指針に基づく物資を備蓄）

《参考 2：広域防災拠点整備に要する事業費見込み》

- ① 既存施設を活用して整備する場合の事業費見込み（概算）
備蓄倉庫や通信設備等の整備には、同等施設の例から 1 箇所あたり 5～7 千万円程度を見込んでおり、県内 4 箇所とした場合、全体事業費として 2～3 億円程度と試算。
- ② 新たな防災拠点を整備する場合の事業費見込み（概算）
他県の例では、施設建設等の事業費として、概ね 50～60 億円程度を要しているところ。

【県担当部局】総務部 総合防災室

42 国際リニアコライダー（ILC）の実現

国際リニアコライダー（ILC）は、基礎科学の研究に飛躍的発展をもたらすとともに、世界最先端の研究を行う多くの人材が定着・交流する国際科学技術イノベーション拠点の形成や、精密実験を支える先端産業の集積につながるものです。

また、ILCの実現は、科学技術創造立国の実現や高度な技術力に基づく、ものづくり産業の成長発展に大きく寄与するものであることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 国際リニアコライダー（ILC）の実現

ILCの国内誘致の方針を早期に決定するとともに、資金の分担や研究参加に関する国際調整等を速やかに進めるよう要望します。

【現状と課題】

- ILCが実現した場合、宇宙誕生や質量の起源など、人類存在の核心に迫る謎の究明が進み、日本が世界に、そして人類に対して大きく貢献するとともに、科学技術創造立国の実現や高度な技術力に基づくものづくり産業の成長発展のみならず、日本再興や地方創生にも大きく寄与するもの。

《 ILCをめぐる動き》

- ・ 日本の研究者で組織される立地評価会議は、ILCの国内候補地について、技術的観点及び社会環境の観点から詳細な評価を行い、平成25年8月、北上サイトが最適であると発表。
- ・ 平成26年2月、高エネルギー加速器研究機構（KEK）は、機構長を室長とする「ILC推進準備室」を設置。
- ・ 平成26年5月、文部科学省は、平野真一名古屋大学名誉教授を座長とする「ILCに関する有識者会議」の協議を開始。「素粒子原子核物理作業部会」と「技術設計報告書検証作業部会」の2つの作業部会を設置して検討を進め、平成27年度を目途に意見集約することを決定。

【県担当部局】政策地域部 科学ILC推進室

43 国際海洋再生可能エネルギー研究拠点の構築

《 要 望 事 項 》

1 海洋再生可能エネルギーの研究開発の推進

国の「海洋基本計画」に掲げる海洋再生可能エネルギー利用技術開発の確実な進捗と被災地の産業基盤強化を図るため、海洋エネルギー研究開発プロジェクトの誘致や実証フィールド関連施設整備を進め、本県において海洋再生可能エネルギーの研究開発を推進するよう要望します。

2 洋上風力発電施設等の研究開発や整備に対する補助制度の創設

企業等が行う洋上風力発電施設等の研究開発や基盤となるインフラ整備に対する補助制度を創設するよう要望します。

3 海域の利用調整ルールづくり等による沿岸域の総合的管理の推進

海域の利用調整ルールづくりなど国による沿岸域の総合的管理の仕組みを構築するよう要望します。

【現状と課題】

1 海洋再生可能エネルギーの研究開発の推進

- 岩手県では震災前から、三陸の海の資源である海洋エネルギーを生かし、新産業・雇用の創出と地域振興を目指しており、国が公募により設置する実証フィールドの要件を満たすよう海域利用の調整等を行い、漁業関係者の了解を得たもの。
- 平成 27 年 4 月 3 日付けで岩手県釜石市沖が海洋再生可能エネルギー実証フィールドに選定。

2 洋上風力発電施設等の研究開発や整備に対する補助制度の創設

- 本県沿岸北部は、遠浅な海底地形と豊富な風力エネルギーを生かした着床式洋上ウィンドファームの実現を目指し、地元漁業者や発電事業者等と課題解決に向けた研究会活動を行っているが、事業化には調査費や建設費など多額の費用が必要であり、特に海底ケーブルの設置は企業等にとって大きなリスクとなっているもの。

3 海域の利用調整ルールづくり等による沿岸域の総合的管理の推進

- 海洋再生可能エネルギーの開発・導入における海域利用に際しては、漁業、船舶航行、港湾利用などの既存利用者との調整が必要であるが、沖合では、市町村や県のエリアを越えた利用者がいるため、自治体単位での調整には限界。

《参考：海洋基本計画について》

- 海洋基本法(平成 19 年)に基づき策定される海洋政策の基本指針。海洋に係る産業の振興・創出、安全確保、情報の一元化と公開、人材育成、海域の総合的管理等についての具体的な取組を規定。
- 平成 25 年 4 月の見直しにおいて、海洋再生可能エネルギー開発による国内産業育成について充実。

【県担当部局】政策地域部 科学 I L C 推進室

44 東北マリンサイエンス拠点形成事業の継続 及び海洋研究機関の本格復旧への支援

《 要 望 事 項 》

1 東北マリンサイエンス拠点形成事業の長期・安定的な継続

東北マリンサイエンス拠点形成事業による海洋・水産関係の研究は、復興を目指す地元の漁業者等との密接な連携のもとで実施され、研究成果が地域に還元されるなど、復興事業として大きく貢献していることから、事業の確実な継続と併せ事業実施に必要な予算を措置するよう要望します。

2 SANRIKU(三陸)水産研究教育拠点形成事業の継続

海洋・水産分野の実用化研究拠点の形成に向け、生産から加工・販売まで一貫した調査研究が展開され、地域から高い評価を得るなど、三陸地域へ更なる成果の還元が期待されることから、SANRIKU(三陸)水産研究教育拠点形成事業を継続するよう要望します。

3 被災した研究機関の復旧支援

本県三陸沿岸に立地する海洋研究機関の復旧は未だ一部にとどまっており、研究環境として十分な状況にないことから、引き続き復旧に必要な予算を措置するよう要望します。

【現状と課題】

1 東北マリンサイエンス拠点形成事業の継続

同事業による海洋・水産業の研究成果が地域に還元されるなど、復興事業として大きく貢献している一方、海洋環境・生態系の回復や漁業水産業の復興には長い時間を要することから、同事業の確実な継続と事業実施に必要な予算の確保が必要。

2 SANRIKU(三陸)水産研究教育拠点形成事業の継続

同事業(運営費交付金で実施)の実施期間は平成27年度までとされているが、実用化研究の成果は地域から高い評価を得ているほか、成果の地域還元が今後本格化することが見込まれることから、同事業の継続が必要。

3 被災した研究機関の復旧への支援

本県沿岸の海洋関連研究機関は、甚大な被害を受けており、施設等の早急な復旧による研究機能の充実が必要。(東京大学大気海洋研究所(大槌町)、北里大学三陸臨海教育研究センター(大船渡市))

【県担当部局】政策地域部 科学 I L C 推進室

45 再生可能エネルギー導入促進に向けた支援

《 要 望 事 項 》

1 自立・分散型エネルギー供給体制の確立に向けた施策の展開

- (1) 防災拠点への再生可能エネルギー設備導入を支援する再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業について、復興まちづくりと一体で防災拠点整備を行う市町村の進捗状況に応じて期間を延長するよう要望します。
- (2) 非常時においても、エネルギーの自立が可能となる施設の拡大を図るため、独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金など、自家消費型設備の導入支援事業を継続するよう要望します。
- (3) 電気自動車は、環境配慮のみならず、防災拠点などにおける非常用電源として活用可能であることから、普及拡大に向けた充電設備整備支援を継続するよう要望します。

2 電力系統の接続可能量拡大に向けた送配電網増強施策等の展開

- (1) 再生可能エネルギーの接続可能量を拡大するとともに、出力制御を極力低減するよう、本年4月に発足した電力広域的運営推進機関による送配電網の着実な整備や、蓄電池などによる系統安定化対策を含む送配電網の充実・強化施策の展開を要望します。
- (2) 電力インフラが脆弱な地域等においては、接続費用が調達価格算定で想定する費用を上回るなど地域間格差が生じています。再生可能エネルギーを活用して地域の発展・振興を目指す市町村の計画を支援するため、地域間格差解消に向けた施策を展開し、接続制約の低減を図るよう要望します。

【現状と課題】

1 自立・分散型エネルギー供給体制の確立に向けた施策の展開

- (1) 再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業
 - 本事業期間は、「東日本大震災からの復興の基本方針」に掲げる集中復興期間に合わせ、平成27年度までの5年間としているが、被災市町村では、復興まちづくりに係る面的整備等と調整を図りながら防災拠点の整備を行っており、復興の進捗状況と歩調を併せた事業期間の設定が必要。

○ さらに、復興の加速化や再生可能エネルギーへの関心の高まりなどにより、入札不調や資材調達の遅延等が生ずるなど、工事完了が遅れる傾向にあるため、被災地の復興の進捗状況に応じた柔軟な事業期間の見直しが必要。

(2) 自家消費型設備の導入支援事業の継続

○ 東日本大震災津波の際の長期間にわたるエネルギーの途絶を繰り返さないために、エネルギーの自立ができる施設の拡大が必要。平成 26 年度補正予算で措置された独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金など自家消費型設備の普及拡大に向けた導入支援施策の継続が必要。

(3) 電気自動車の普及に向けた充電インフラ整備

○ 宮古市や北上市などのスマートコミュニティ構想において、非常時の電源供給手段として電気自動車の活用を位置付けている。

○ 国にあっては、高率の補助制度を設け、都道府県が策定する充電インフラ整備ビジョンに基づく設備設置を支援しているところであるが、復興まちづくりを進めながら充電インフラ整備を行うためには、一定程度の期間が必要であることから、支援の継続が必要。

2 電力系統への接続可能量拡大に向けた送配電網増強施策等の展開

(1) 送配電網の充実・強化

○ 東北電力管内では太陽光発電の接続可能量は既に超過しており、今後の再生可能エネルギーの導入拡大を図るためには、送配電網の充実・強化が不可欠。

《固定価格買取制度（FIT）による本県設備認定等の状況》

	岩手県				全国	
	認定実績		導入実績		認定実績	導入実績
	件数	容量 (kW)	件数	容量 (kW)	容量 (kW)	容量 (kW)
太陽光 (10kW 未満)	8,747	39,399	7,645	34,164	3,519,442	2,950,935
太陽光 (10kW 以上)	6,876	1,876,261	1,456	106,484	68,102,029	13,307,813
内、1,000kW 以上	197	1,554,004	28	51,295	36,502,169	4,393,710

※1 H27.5.15 資源エネルギー庁公表資料より抜粋（H24 年 7 月～H27 年 1 月末までの累計）

※2 表のとおり、メガソーラーのみで、今後、1,502,709kW の設備導入が見込まれているところ。

○ 国では、電力システム改革の第一弾として、電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備を進めるとともに、全国大で平常時や緊急時の電力需給の調整機能の強化を図る機関（電力広域的運営推進機関）を本年 4 月 1 日に発足させたところ。今後、接続制約の低減に向け、当該機関が適切に調整機能を果たしていくことが必要。

(2) 接続費用の地域間格差解消

○ 固定価格買取制度では、系統への接続費用を考慮した調達価格としているが、価格は全国一律である一方、電力消費地から離れている地域にあっては、電力インフラが脆弱であり、接続のための設備増強費用が高額になる場合もあるため、接続費用負担の地域間格差を埋めるための施策展開が必要。

【県担当部局】環境生活部 環境生活企画室

【要望項目】～その他省庁別要望事項～

【内閣府】

1 避難所の備蓄に対する財政支援

避難所への水、食料等の備蓄に関する財政支援を行うこと

2 被災地における女性の悩み・暴力相談事業の継続

深刻化、複雑化する悩みを抱える女性からの相談に対応するため、被災地における女性の悩み・暴力相談事業を継続すること

【総務省】

1 消防体制の充実強化に対する財政支援

(1) 消防団員の処遇改善や装備品の充実への財政支援を拡充すること

(2) 消防防災施設・設備災害復旧費補助金について

平成 28 年度以降も被災施設等への補助を継続するとともに、被災した消防団屯所の移転に伴う用地費についても補助対象経費とすること

(3) 自主防災組織が行う防災活動への財政支援を行うこと

2 復興に向けた I C T 利活用の支援

人口減少や少子高齢化が進んでいる被災地域における I C T の利活用は、今後、被災地域以外のモデルとなり得ることから、高台への移転等を含む新たなまちづくりを行う地域における、I C T を利活用した創造的な復興の実現に係る支援制度の拡充及び平成 28 年度以降の支援を継続すること

3 被災地における地上デジタル放送の受信環境整備への支援

震災により住居を地上デジタル放送が受信できない高台等に移転する場合に生じる受信環境整備に要する経費について、集団移転事業等のほか自主的に移転する住民も含め、国費で負担すること

4 集団移転・新たなまちづくり等に伴う情報通信利用環境の整備

被災地域では、復興の進捗状況が異なることから、復興計画に基づく集団移転や新たなまちづくり等にあわせて行う、超高速ブロードバンド、携帯電話、地上デジタル放送及びラジオ放送等の通信・放送基盤等の整備について、平成 28 年度以降も全面的な財政措置を講じること

【文部科学省】

1 公立大学法人による被災学生への授業料等減免に対する財源措置

公立大学法人が被災学生に対して授業料等の減免を行った場合に、県が追加交付する運営費交付金に対して継続的な財源措置を講じること

2 高等教育機関等に対する財政支援

高等教育機関等による水産業復興のための研究教育施設の整備や人材育成の取組に対する財政支援を行うこと

3 三陸をフィールドとした防災研究に対する財政支援

三陸をフィールドとした地震、津波発生メカニズムなどの防災研究の促進と併せ、人材育成や情報発信等に対する財政支援を行うこと

4 被災した幼児児童生徒の就学等に対する支援

被災児童生徒就学支援等事業交付金制度を、就学支援を必要とする幼児児童生徒が解消されるまで継続すること

また、被災した高校生等を対象とした奨学金制度に対する財政支援を継続すること

5 被災私立学校の教育環境の保障に係る基金の延長及び財源措置の拡充

被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金について、基金の設置時限を延長するとともに、原資となる財源を安定的かつ十分に措置すること

6 大学入試センター試験の検定料免除の継続

大学入試センター試験の検定料について、平成 27 年度試験に引き続き、当面、被災した生徒については全額免除を継続すること

7 芸術文化活動への支援

被災地における文化芸術活動の早期復興を図るための取組（巡回公演の実施、芸術家等指導者の派遣、全国大会等各種大会への参加支援、民俗芸能団体の備品修復支援等）に広く活用できる補助金等の措置を拡充すること

8 被災地の青少年の体験研修機会の確保

国立岩手山青少年交流の家を継続的に国で運営するなど、被災地の青少年の体験研修機会が確保されるよう配慮すること

9 放射線影響対策への支援

- (1) 放射性物質により汚染された土壌などの除染等に要する経費について、全面的な財政支援を行うこと
- (2) 学校における放射線量等の測定並びに測定機器の維持（校正費用等）に係る必要な経費に対する財政措置を行うこと

10 被災地域における運動部活動実施に係るバス等による移動経費の財政支援

被災地域における運動部活動実施に係るバス等による移動経費に対する財政支援を継続すること

【文化庁】

1 被災地域の文化財修復に係る財政支援

被災ミュージアム再興事業による全面的な財政支援を継続するとともに、被災地域の文化財修復に係る国庫支出金制度交付率のかさ上げ及び国庫補助対象外の文化財への交付対象範囲を拡大すること

【厚生労働省】

1 防災集団移転促進事業に伴う土地譲渡等による国民健康保険料（税）等への影響緩和に対する支援

- (1) 国民健康保険料（税）及び後期高齢者医療保険料の均等割額及び平等割額については、世帯の所得額に応じた減額措置が定められているが、現行制度上、一時的に減額措置が適用されず、低所得者世帯の負担となることから、特別控除を適用する特例措置を講じ、負担軽減を図ること
- (2) 特定入所者介護サービス費については、所得に応じた利用者負担段階により給付対象者が定められているが、現行制度上、一時的に最高段階となり給付対象外とされ利用者負担となる場合があることから、土地譲渡代金等を含まない所得に応じた段階を適用し給付を可能とする特例的な取扱いを講じ、負担軽減を図ること
- (3) その他、福祉サービス利用者等に費用負担が生じるような同様の事例がある場合には、その費用負担軽減を図ること

2 被災した介護保険施設等の入所者の受入に係る特例措置の継続

被災した介護保険施設等の入所者の受入に係る特例措置の継続については、被災前と同様の施設運営体制が整うまでの間、被災者の受入における定員超過利用及び介護報酬算定の特例措置を継続すること

3 被災地発達障がい児等支援体制継続のための財政支援

- (1) 発達障がい沿岸センターは、沿岸被災地の発達障がい児・者の支援拠点機関であることから、その安定した運営を続けていくため、全額国費による財政支援を継続すること
- (2) いわて障がい者就労支援振興センターは、沿岸被災地の障がい者の就労や社会参加に大きく寄与していることから、その安定した運営を続けていくため、全額国費による財政支援を継続すること

4 復興に伴う解雇、休業、賃金不払い等に係る相談対応

被災した労働者の労働条件の確保・改善等を図るためには、労働基準監督行政に係る体制を確保する必要があることから、岩手県内の各労働基準監督署に配置している労働基準相談員について、平成 28 年度も継続配置すること

【農林水産省】

1 被災農林漁業者等に係る制度資金特例措置の継続

被災農林漁業者等の農林漁業経営の再建は未だ途上にあることから、制度資金に係る利子及び

保証料の助成、償還期限及び据置期間の延長等の特例措置を平成 28 年度以降も継続すること

【林野庁】

1 被災農林漁業者等に係る制度資金特例措置の継続

被災農林漁業者等の農林漁業経営の再建は未だ途上にあることから、制度資金に係る利子及び保証料の助成、償還期限及び据置期間の延長等の特例措置を平成 28 年度以降も継続すること

【水産庁】

1 被災農林漁業者等に係る制度資金特例措置の継続

被災農林漁業者等の農林漁業経営の再建は未だ途上にあることから、制度資金に係る利子及び保証料の助成、償還期限及び据置期間の延長等の特例措置を平成 28 年度以降も継続すること

【経済産業省】

1 県・市町村が実施する災害復旧のための融資制度に対する助成

県・市町村が実施する災害復旧のための融資制度について、原資の提供、利子・保証料補給への助成などを行うこと

2 中小企業高度化事業の貸付条件の緩和

中小企業高度化事業について、大企業の出資割合、償還猶予期間の延長及び償還減免等貸付条件を緩和すること

3 中小企業信用保険法の特例措置の改善

中小企業信用保険法について、特別小口保険の限度額の引上げなど特例措置を改善すること

4 東日本大震災復興緊急保証の適用期限の延長

平成 28 年 3 月 31 日までとなっている東日本大震災復興緊急保証の適用期限を延長すること

5 被災中小企業施設・整備支援事業貸付（高度化資金）の継続並びに貸付原資及び貸倒損失を補填する基金造成額の増額

被災中小企業施設・整備支援事業貸付（高度化資金）の貸付原資及び貸倒損失を補填する基金造成額を増額するとともに、基金本体からの損失補填を含め柔軟な対応を行うこと

6 小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止に伴う措置

小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止に伴う国庫貸付金（補助金）の償還にあたっては、延滞案件の回収実態に応じた措置を講じること

7 被災した商工会議所及び商工会の組織体制強化に要する経費に対する補助制度の創設

被災した商工会議所及び商工会に対する復興に係る組織体制強化に要する経費に対する補助制度を創設すること

- 8 事業協同組合や中小企業グループの支援体制強化に要する経費に対する補助制度の創設
事業協同組合や中小企業グループの復興に関する岩手県中小企業団体中央会の支援体制強化に要する経費に対する補助制度を創設すること
- 9 中小企業基盤整備機構が行う仮施設整備事業の予算確保
中小企業基盤整備機構が行う仮施設整備事業の予算を確保すること

【環境省】

- 1 国立公園施設の早期復旧
直轄事業による事業を促進すること
- 2 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく廃棄物の処理
放射性物質に汚染された廃棄物等について、地域住民の理解が得られるような実効性のある処理スキームを示すとともに、処理等に要する経費に対して財政措置を講じること
- 3 除染実施計画の変更及び放射線量低減対策特別緊急事業に対するサポート体制の充実
除染実施計画の変更及び放射線量低減対策特別緊急事業補助金の事業の実施において、事業内容の協議や計画区域内の国関係機関との協議等に時間を要していることから、国のサポート体制を充実し、除染実施市町の事務負担の軽減を図ること

【原子力規制委員会】

- 1 国による環境放射能モニタリング監視体制の整備・強化等
県内全域における降下物、土壌、河川、海洋等に係る環境放射能モニタリング監視体制の整備・強化や、国・県の空間線量率監視体制の統一的な運用、これらの結果や評価についての国民への丁寧な説明について、国の責任により確実に実施すること
- 2 広域での航空機モニタリング調査の継続
森林や農地等を含む県土全域での放射性物質の移動・減衰等状況の把握を目的とした、「汚染状況重点調査地域」指定県における、国による航空機モニタリング調査を定期的実施すること